



市民・文化観光・消防委員会  
平成 29 年 9 月 14 日  
市 民 局

市市活第 839 号  
平成 29 年 9 月 13 日

横浜市会議長 松本 研 様

横浜市長 林 文子



平成 28 年度横浜市市民協働条例に基づく  
市民協働の取り組み状況について (報告)

横浜市市民協働条例第 20 条に基づき、平成 28 年度における市民協働の取り組み状況  
について、報告します。

# 平成 28 年度 横浜市市民協働条例に基づく市民協働の取り組み状況報告書（概要版）

## 1 はじめに（根拠条文）〔本編 1 ページ〕

「横浜市市民協働条例」（以下「条例」という）は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的に、平成25年4月に施行されました。

このたび、条例第20条に基づき、平成28年度の市民協働の取り組み状況について報告します。

【参考】（条例第 20 条）

市長は、市における市民協働の取り組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

## 2 市民協働の取組状況〔本編 2 ページ〕

○市民の皆様と本市が市民協働により取り組んだ事業 186事業

（区役所所管：98 事業、局所管：88 事業）〔「資料編」をご参照ください〕

○186 事業のうち、協働契約を締結して実施した事業 20 事業（51 件）〔本編 2 ページ〕

## 3 市民協働を推進するための取組〔本編 3～8 ページ〕

条例の附則の規定に基づき、条例施行から3年が経過した平成28年度に、条例の施行状況の検討を行うとともに、市民の皆様への周知、市職員の研修、中間支援組織の育成、市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）の活用に取り組みました。

### （1）条例の施行状況の検討について〔本編 3 ページ〕

- 条例に関する検討ワーキングの設置・開催（9回開催）
- 市民の皆様への協働に関するアンケート調査の実施（回答数416）
- 条例や市民協働について意見交換を行う「みんなの協働フォーラム」の開催（参加者181名）
- 検討の結果について（「条例の施行状況の検討報告書」を作成）

### （2）市民の皆様への「協働」に関する周知〔本編 5 ページ〕

- 市民の皆様へ協働についてご理解いただくため、協働ハンドブック「Let's協働入門」を各区役所や市民利用施設等で配架



### （3）市職員への「協働」に関する研修等〔本編 5 ページ〕

- 協働研修の開催：横浜市人材育成ビジョンに基づき、市職員への協働に関する各種研修を実施、延べ約3,000人が参加
- ※平成28年度から「地区担当職員向けスキルアップ研修」を全区で実施

### （4）中間支援組織の育成〔本編 6 ページ〕

- 中間支援組織の連携促進：各区市民活動支援センターが取りまとめ役となり地域施設間連携を促進
- 各区市民活動支援センターネットワーク事業：18区の地域振興課担当職員・各区市民活動支援センター職員が区を越えた情報共有を行う会議を開催し、センターの機能を強化
- 中間支援組織機能強化事業：市内コミュニティカフェが中間支援組織として力をつけるための支援
- 「市民活動コーディネイト講座」開催：横浜市立大学地域貢献センターと協働で、市民の皆様や中間支援組織、市職員などを対象とした講座を開催（全4回 96名参加）

### （5）横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）の活用状況〔本編 7 ページ〕

- 横浜市市民活動推進基金への寄附額 245件 40,157,035円
- 「よこはま夢ファンド登録団体助成金」：延べ34件（事業）、総額で15,622,672円を助成
- 「組織基盤強化助成金」：夢ファンド登録団体の「人材」「資金」「情報」等の組織基盤の安定や強化を目的に、6団体に総額で1,800,000円を助成

#### 4 横浜市市民協働推進委員会〔本編9ページ〕

条例第17条に基づき、市長の附属機関として、市民協働の推進に関し調査審議するため設置され、委員は、学識経験者と市民活動実践者の8名で構成されています。

平成28年度は4回開催し、市民協働に関するさまざまな事項について審議しました。

##### 【主な審議事項】

3年ごとの条例施行状況の検討	新市庁舎における市民協働スペースの検討
よこはま夢ファンド助成金交付審査	特定非営利活動法人の条例指定

#### 5 協働契約を締結した事業紹介〔本編10～31ページ〕

協働契約を締結した事業のうち、主な事業をご紹介します。

##### (1) 港北水と緑の学校事業〔本編10ページ〕

【概要】港北区と特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワークが協働契約を締結し、「環境防災学習講座」(延べ参加者数：1,952名)や展示会を実施しました。

鶴見川とその流域の自然環境を活用し、区民への環境や防災などの学習・交流機会の提供、区民の環境意識や水害等への防災意識の向上などを図ることで、自然環境の保全や防災に強いまちづくり、都市と自然の共生に寄与することを目的としています。

【効果】互いの持つ情報等を出し合い企画や広報を検討することで、自然の魅力を感じながら身近な防災について学ぶ一般向け講座を新たに行うなど、対象者の興味に合わせた事業を効果的・効率的に実施することができました。



(一般向け講座  
「慶應の森の探検隊」)

##### (2) みんなの協働フォーラム〔本編12ページ〕

【概要】条例の附則の規定に基づく「条例の施行状況の検討」の一環として、市民の皆様と協働で条例や市民協働について意見交換を行う「みんなの協働フォーラム」を開催しました。

・参加者181名：自治会町内会、NPO法人、企業、大学、市職員等

【効果】行政とともに、特定非営利活動法人市民セクターよこはま及びみんなの協働フォーラム実行委員会が持つノウハウや強みを持ち寄り企画・運営したことで、自治会町内会、NPO、企業、大学などの多様な市民と、行政(市職員)が意識を共有し、これからの「協働」を考える機会をつくることができました。

このフォーラムで得られた市民の皆様のご意見等を、横浜市では「横浜市市民協働条例の施行状況の検討報告書」としてまとめました。



(全体会2の様子)

- 条例については本編<参考>(32ページ)を、各区局の協働事業については、資料編をご参照ください。



平成28年度

横浜市市民協働条例に基づく  
市民協働の取り組み状況報告書

---

平成29年9月

横浜市

目 次

1	はじめに	1
2	市民協働の取組状況	2
3	市民協働を推進するための取組	3
(1)	横浜市市民協働条例の施行状況の検討について	3
(2)	市民の皆様への「協働」に関する周知	5
(3)	市職員への「協働」に関する研修等	5
(4)	中間支援組織の育成	6
(5)	横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）の活用状況	7
(6)	その他の協働を推進するための取組	8
4	横浜市市民協働推進委員会	9
5	協働契約を締結した事業紹介（①～⑳）	10～31
<参考>	横浜市市民協働条例	32

【資料編】

## 平成28年度横浜市市民協働条例に基づく 市民協働の取り組み状況について

### 1 はじめに

「横浜市市民協働条例」は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的に、平成25年4月に施行されました。

このたび、条例第20条に基づき、平成28年度の市民協働の取り組み状況について報告します。

#### **【参考】条例に基づく報告（条例第20条）**

第20条 市長は、市における市民協働の取り組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

#### **【参考】条例における定義（条例第2条）**

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市（以下「市」という。）と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

## 2 市民協働の取組状況

平成28年度において、市民の皆様と本市が市民協働により取り組んだ事業は、186事業です。（区役所所管98事業、局所管88事業）〔詳細は「資料編」をご参照ください。〕

このうち、条例第12条の規定により平成28年度に協働契約を締結した事業は、20事業（51件）です。これらはすべて条例第9条の横浜市の発意により実施した事業です。

### <平成28年度に協働契約を締結した市民協働事業一覧> ※全協働契約事業 20事業（51件）

・10ページから各事業（①から⑳）を紹介しています。

番号	事業提案者	事業名	担当区局	件数
①	横浜市	港北水と緑の学校事業	港北区	1件
②		みんなの協働フォーラム	市民局	1件
③		にしく市民活動支援センター運営事業 （西区地域づくり大学校含む）	西区	1件
④		みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務	南区	1件
⑤		保土ヶ谷区の「住み良いまちづくり活動」	保土ヶ谷区	1件
⑥		ほどがや市民活動支援センター運営事業	保土ヶ谷区	1件
⑦		とつか区民活動センター運営事業	戸塚区	1件
⑧		平成28年度地域施設間連携促進事業	戸塚区	1件
⑨		瀬谷区寄り添い型生活支援事業	瀬谷区	1件
⑩		横浜市市民活動支援センター運営事業	市民局	1件
⑪		横浜市市民活動支援センター自主事業	市民局	2件
⑫		中間支援組織機能強化事業	市民局	1件
⑬		横浜市市民活動支援専門アドバイザー派遣事業	市民局	1件
⑭		市民活動コーディネート講座	市民局	1件
⑮		協働の「地域づくり大学校」事業 ※西区は③「にしく市民活動支援センター運営事業」の一事業として実施 ※南区は2つのテーマで2団体と協働契約を締結して実施	市民局（神奈川区・南区(2)・港南区・旭区・金沢区・緑区・青葉区・都筑区・戸塚区・栄区・泉区・瀬谷区)	13件
⑯		ソーシャルビジネス情報発信事業	経済局	1件
⑰		消費生活協働促進事業	経済局	2件
⑱		地域子育て支援拠点事業	こども青少年局（各区）	18件
⑲		よこはまウォーキングポイント事業	健康福祉局	1件
⑳		ヨコハマ市民まち普請事業	都市整備局	1件
合 計				51件

#### 【参考】協働契約とは（条例第12条）

第12条 市は、第9条第1項の選定（市民協働事業の相手方となる市民等の選定）又は第10条第2項の決定（市民等の提案による市民協働事業の採用の決定）により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約（以下「協働契約」という。）を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。



### 3 市民協働を推進するための取組

#### (1) 横浜市市民協働条例の施行状況の検討について

横浜市市民協働条例（平成 25 年 4 月 1 日施行）の附則の規定に基づき、施行から 3 年が経過した平成 28 年度において条例の施行状況の検討を行いました。

検討は、「市民協働の推進」という観点から、条例施行後 3 年間に於いて、条例に基づく施策が着実に進められているか、制度等が適切に運用されているかなどについて、市民の皆様のご意見をお聴きしながら検証を行いました。その後、横浜市市民協働推進委員会のご意見を踏まえ、検討した内容を「条例の施行状況の検討報告書」としてまとめました。

#### ア 検討の取組

##### (ア) 条例に関する検討ワーキングの設置・開催（9 回開催）

条例の施行状況の検討に際し、自治会町内会、NPO 法人、企業、学識経験者等から構成されるワーキングを設置し、条例や市民協働について検討を行いました。

また、同ワーキングメンバーが「みんなの協働フォーラム実行委員会」として意見交換会を企画開催しました。

##### <条例に関する検討ワーキングメンバー>（平成 29 年 3 月 31 日時点）

メンバー	所 属 等
伊藤 真知子	特定非営利活動法人いこいの家夢みん理事長
内海 宏	特定非営利活動法人横浜プランナーズネットワーク
永岡 鉄平	特定非営利活動法人フェアスタートサポート代表理事
中嶋 伴子	特定非営利活動法人くみんネットワークとつか職員
中島 智人	産業能率大学経営学部准教授
原 美紀	特定非営利活動法人びーのびーの理事／新しい協働を考える会
治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役
松岡 美子	特定非営利活動法人グリーンママ理事長／新しい協働を考える会
松村 正治	特定非営利活動法人よこはま里山研究所 NORA 理事長
三輪 律江	横浜市立大学大学院国際総合科学群准教授
山根 誠	松見 2 丁目西部町内会会長

【事務局】横浜市市民活動支援センター、横浜市

##### (イ) 市民の皆様への協働に関するアンケート調査の実施

条例に基づく制度の運用状況や、協働を進めるための環境づくり等について意見を聴くために、2 種類のアンケート調査を実施しました。

##### (アンケート 1)

自治会町内会、NPO 法人、企業、市民（個人）を対象に、協働に対する考えや、今後協働を進めるための環境づくり等についてお聴きしました。（回答受付 358）



(アンケート2)

横浜市と協働契約等を締結し協働事業を実施した団体を対象に、条例に基づく制度の運用状況等についてお聴きしました。(回答受付 58)

(ウ) 意見交換会「みんなの協働フォーラム」の開催(詳細は12ページをご参照ください)

条例や市民協働について意見交換を行うフォーラムを市民の皆様と協働で開催しました。

(日時) 平成28年10月10日(月・祝) (会場) 横浜市情報文化センター6階  
 (主催) みんなの協働フォーラム実行委員会、横浜市市民活動支援センター、横浜市  
 (参加者) 181名(自治会町内会、NPO法人、企業、大学、市職員等)



イ 検討の結果について(条例の施行状況の検討報告書から要旨抜粋)

(ア) 条例制定による成果と課題

<p>(成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例により横浜市と市民等が市民協働を行う際の基本的なルールが定められたことで、横浜市と市民とのより良いパートナーシップの形成が促進されたこと。</li> <li>・協働事業を市民等が横浜市に対し提案できる制度を新たに設けたことにより、地域の課題解決や魅力づくりにつながる市民の先駆的で柔軟な発想を活かした取組も現れていること。</li> <li>・市民公益活動や市民協働が円滑に行われるための支援や活発に行われるための環境づくりが「横浜市の責務」とされたことを受けて、幅広い階層の職員を対象に協働研修を実施し、市職員全体の協働マインドの醸成に努めてきたこと。</li> <li>・条例に明記された「中間支援組織」については、協働を推進するためにその育成や支援が重要であることから、中期4か年計画にも位置づけ、推進してきたこと。</li> </ul>
<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各制度の運用を検証した結果、市民提案制度や協働契約などについては、制度の活用や実践に関する市民や市職員の理解が十分ではないこと、また支援の環境が十分に整っていないため、上手く活用できていないこと。</li> <li>・アンケートや意見交換会等からは、少子高齢化がさらに進展し、人口減少の時代を迎えつつある中、新たな社会的課題や地域課題に対しては、多様な市民の協働により課題解決に取り組むことが今後ますます重要であり、行政にはそのような取組の支援を求めていること。</li> </ul>

(イ) 今後の方向性

以上を踏まえ、今後、次のような取組を進め、条例の趣旨を広めるとともに、本市の責務を果たし、市民の協働を促進する環境づくりを進めていきます。

- ① 条例に対する市民と職員の理解促進
- ② 市民の主体的な活動の支援
- ③ 多様な主体による協働の支援
- ④ 中間支援の機能の強化
- ⑤ 区局が連携した地域支援の取組と職員の人材育成
- ⑥ 市民提案など条例の各制度を活かすための実践的な支援と協働契約の改善

## (2) 市民の皆様への「協働」に関する周知

### 一 市民利用施設への「Let's協働入門」の配架 一

市民局市民協働推進部と特定非営利活動法人市民セクターよこはま（横浜市市民活動支援センターの運営団体）が協働で作成したハンドブック「Let's協働入門」を市民利用施設等（約400施設）で配架しています。

#### Let's 協働入門

市民局市民協働推進部と特定非営利活動法人市民セクターよこはまが協働で作成した、市民と行政のための協働ハンドブックです。

市職員向け研修のテキストとしてだけでなく、各区役所をはじめ、市民利用施設等で配架しています。



## (3) 市職員への「協働」に関する研修等

横浜市人材育成ビジョンに基づき、市民の皆様とともに協働して、取り組む姿勢を通じ、共感とゆるぎない信頼関係を築くことができる職員を育成するため、次の取組を行いました。

### ア 協働研修の開催

経営責任職から職員まで幅広い階層を対象に、地域で協働を実践されている方を講師に招いて、現場の生の声を聞きながら協働の重要性や効果について学ぶ研修を実施しました。

また、平成28年度からは、従来の協働研修に加え、⑤「地区担当職員向けスキルアップ研修」を全区で実施しています。

番号	研修名	目的・内容	参加人数
①	区役所経営責任職向け地域支援研修	区役所全体で連携して地域支援に取り組むことの重要性や連携のポイント等を考える。	124名
②	新任責任職（課長・課長補佐・係長・専任職）研修	採用・昇任等の機会において「協働」の有効性や取り組む際のポイント等を学ぶ。	666名
③	採用2年目研修		535名
④	新採用職員研修		834名
⑤	地区担当職員向けスキルアップ研修	地域とともに課題解決を進めるためのコーディネートポイント等を学ぶ。	618名
⑥	協働入門研修・協働実践研修等	協働を進める上で押さえるべきポイントや手法を学ぶ。また、実際の協働事業の事例等から、ノウハウや協働のコツを学ぶ。	160名

## イ 「Let's協働入門」の配布

新採用や昇任時、各種協働研修等の様々な機会です「Let's協働入門」の配布を行いました。

## 【参考】横浜市人材育成ビジョン（平成26年3月改訂）該当部分抜粋

## 【求められる職員像】

～ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員～

《市民に信頼され》

- ・ 服務を遵守し、誠実・公正に行動する
- ・ 市民の皆様とともに協働に取り組む姿勢を通じ、共感とゆるぎない信頼関係を築く
- ・ 業務知識と実務能力を備え、自信を持って行政サービスの提供に努める

## (4) 中間支援組織の育成

## ア 中間支援組織の連携促進（取組を推進するにあたり市民局が支援した区）

— 神奈川区、西区、南区、金沢区、港北区、青葉区、都筑区、戸塚区 —

各区市民活動支援センターが取りまとめ役となり、地域施設が連携し、それぞれが持つ人材や地域課題などの情報を共有することにより、それぞれの施設の中間支援機能や、職員のコーディネート能力の向上を図りました。

## イ 各区市民活動支援センターネットワーク事業

（6月、7月、10月、1月 参加者延べ105名）

18区の地域振興課の担当職員・各区市民活動支援センター職員が、区を越えた情報共有を行う会議を開催し、中間支援組織としての機能強化を図りました。

## ウ 中間支援組織機能強化事業

コミュニティカフェが中間支援機能を果たす意義、コーディネート力などの機能充実のために必要な要素等を整理し、市内のコミュニティカフェが中間支援組織として力をつけるための支援を行いました。

## エ 市民活動コーディネート講座（11月 延べ96名参加）

横浜市立大学地域貢献センターと協働で企画し、市民活動のコーディネートに興味のある市民や、中間支援組織で従事している方、市職員などを対象とした全4回の講座を開催しました。異分野の組織とどうすれば壁を乗り越えて「新たなつながり」を持つことができるのか、ヨコハマ市民まち普請事業の協働事例を通して、コーディネートの仕方やアプローチ方法について学びました。

## 【参考】中間支援組織について（条例第16条）

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

**(5) 横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）の活用状況**

横浜市市民活動推進基金は、市民公益活動を財政的に支援することを目的に、市が条例第6条に基づき設置している基金です。

平成28年度に横浜市市民活動推進基金にいただいた寄附は、245件、40,157,035円になりました。

**ア よこはま夢ファンド登録団体助成金**

登録団体事業助成に関しましては、NPO法人から申請のあった事業について審査を行い、延べ34件（事業）、総額で15,622,672円の助成を行いました。

**イ よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金**

よこはま夢ファンド登録団体の組織基盤の安定や強化を図ることにより、活動の活性化につなげることをねらいとして、平成27年度に創設しました。

「人材」「資金」「情報」などの資源を充実させるとともに、ファシリテーターを活用した自己評価の機会や、同様の悩みを抱える助成団体同士の情報交換会を組み込むなど、支援効果を高める仕組みを取り入れています。

NPO法人から申請のあった組織基盤強化の取組内容について審査を行い、6団体に総額で1,800,000円の助成を行いました。

**【参考】横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）について****(1) 平成28年度横浜市市民活動推進基金への寄附について**

件数	寄附金額
245件	40,157,035円
(内訳)	
企業 10件	12,303,307円
個人 230件	26,141,943円
その他 5件	1,711,785円

**(2) 平成28年度 登録団体助成金交付状況**

助成件数	助成金額
34件（事業）	15,622,672円

**(3) 平成28年度 組織基盤強化助成金交付状況**

助成件数	助成金額
6団体(1団体300,000円)	1,800,000円

**【参考】横浜市市民活動推進基金について（条例第6条）**

- 第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金（以下、「基金」という。）を設置する。
- 2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。
  - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
  - 4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。
  - 5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

**（6）その他の協働を推進するための取組****ア 元気な地域づくり推進事業**

身近な地域における、自治会町内会をはじめとした様々な団体や人々、NPO 法人、企業と区役所等が連携して、主体的・継続的に地域の魅力づくりや地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を進めていくため、区役所とともに地域活動の「組織づくり」や「人材づくり」など地域団体間の連携促進における取組を支援しました。

## 《地域運営補助金》

自治会町内会を含む様々な団体が連携して課題に取り組む事業に対して、補助金を交付しました。

	26年度	27年度	28年度
活用地区数	133地区	130地区	125地区

## 《元気な地域づくり推進事業補助金》

地域の課題を解決しようとする意志のある団体が、地域の課題解決の取組に必要な講座運営や講師派遣等に要する経費を補助金として交付しました。

	26年度	27年度	28年度
活用団体数	153団体	130団体	109団体

**イ 区の地域支援体制**

区役所が地域に寄り添い、地域と課題を共有するとともに、部署ごとの「縦割り」による事業展開ではなく、一丸となって、地域を支援していくことが重要であることから、全区で、地区担当制や地域支援チームなどによる「地域と向き合う体制」を導入し、地域課題に対する解決の支援を行っています。

**ウ 市民活動保険**

自治会町内会活動など、ボランティア活動（自主的に行う公益性のある奉仕活動）中の事故を対象にした市民活動保険により、市民の皆様が安心してボランティア活動に参加していただきました。



## 4 横浜市市民協働推進委員会

横浜市市民協働推進委員会は、条例第17条に基づき、市長の附属機関として、市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため設置され、委員は、学識経験者と市民活動実践者の8名で構成されています。

平成28年度は4回の委員会を開催し、「横浜市市民協働条例」3年ごとの施行状況の検討、新市庁舎における市民協働スペースの検討、「よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査」、「特定非営利活動法人の条例指定」など、市民協働に関する様々な事項について審議しました。

### <平成28年度の開催日及び主な審議事項>

開催日	主な審議事項
6月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度市民活動共同オフィス入居団体募集要項（案）について</li> <li>新市庁舎における市民協働スペースについて</li> </ul>
9月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査結果について</li> <li>特定非営利活動法人の条例指定について</li> </ul>
12月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定特定非営利活動法人の事業の概要の変更に伴う基準の適合について</li> <li>「横浜市市民協働条例」3年ごとの施行状況の検討について</li> </ul>
2月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度横浜市市民活動支援センター事業の検証について</li> <li>市民活動共同オフィスの今後のあり方について</li> <li>「横浜市市民協働条例」3年ごとの施行状況の検討について</li> </ul>

### <第2期横浜市市民協働推進委員会委員（平成29年3月31日時点）>

氏名	所属等
小濱 哲(委員長)	元 横浜商科大学貿易・観光学科教授
田邊 裕子	社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会地域活動部長
時任 和子	特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク理事長
中島 智人	産業能率大学経営学部准教授
治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役
松岡 美子	特定非営利活動法人 グリーンママ理事長
松村 正治	恵泉女学園大学人間社会学部准教授 特定非営利活動法人 よこはま里山研究所NORA理事長
三輪 律江	横浜市立大学大学院国際総合科学群准教授

#### 【参考】横浜市市民協働推進委員会について（条例第17条）

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会（以下「市民協働推進委員会」という。）を置く。

- 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

## 事業紹介①

## 港北水と緑の学校事業

(担当区局所管課：港北区区政推進課)

## 1 協働契約の相手方

特定非営利活動法人 鶴見川流域ネットワーク

## 2 事業費

2,060,424円 (運営委託費)

## 3 事業内容

港北区と特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワークは、平成28年度より協働契約を締結し、「鶴見川とその流域の自然環境を活用して、港北区民へ環境や治水・防災をテーマとした学習や交流の機会を提供し、港北区民の環境意識や水害等の防災意識の向上を図ることで、自然環境の保全や災害に強いまちづくりを進め、都市と自然の共生に寄与する」という目的で、環境防災学習講座等を実施しました。

## 4 事業実績

## (1) 環境防災学習講座の実施 (延べ参加者数：1,952名)

港北区において、環境活動や防災活動が継続的に地域に根付くことを目指し、学校と連携し、流域の自然環境と防災などについて学習する体験型講座を実施しました。また、広く一般区民に向けた環境防災学習講座もあわせて実施しています。

実施内容	実施時期	対象・回数	延べ参加者数
小学生向け講座	6～10月	区内小学校18校・18回	1,880名
一般向け講座	10・11月	一般・2回	72名



小学生向け講座での魚とりの様子



一般向け講座

「慶應の森の探検隊」の様子



## (2) 展示会

本事業の取組を広く区民の皆様にご覧いただくため、各学校が学んだ成果を展示する展示会を開催しました。

展示会場	展示時期	展示会参加校
鶴見川流域センター	2月1日～17日	7校/18校(大曽根小、綱島小、北綱島小、綱島東小、新吉田第二小、太尾小、矢上小)
トレッサ横浜	2月18日～26日	



展示会（トレッサ横浜）の様子

## 5 協働の相手方の選定方法

港北区内で活動するNPO法人で、同事業の実施に必要な不可欠な、鶴見川流域全体の自然環境や防災に関する知識、川での活動に関する経験があり、また、子供を川で安全に活動させること等に関しノウハウを持っている団体であることから選定しました。

(特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワークは、鶴見川流域において、水辺等を利用した環境教育、防災等を調査研究、企画、支援すること等を目的としたNPO法人です。また同団体は、鶴見川流域全体の自然環境・防災に精通しており、国土交通省京浜河川事務所から受託する鶴見川流域センターの運営や、小学校等での流域の環境保全、防災、安全等に係る知識の普及啓発活動等、数多くの実績を持っています。)

## 6 協働で事業を行った効果

平成18年度から開始している「港北水と緑の学校事業」は、28年度で11回目を迎え、新たに協働契約を締結しました。

協働の体制をとることで、事業手法や自然環境に関する知識など、お互いの持つノウハウや役割を補い合うことができ、相互の理解促進につながりました。

また、事業の目的を共有することで、互いの持つ情報等を出し合い企画や広報を検討することで、自然の魅力を感じながら身近な防災について学ぶ一般向け講座を新たに行うなど、対象者の興味に合わせた事業を効果的・効率的に実施することができました。その結果、環境や治水・防災等の敷居の高い内容も分かりやすく参加者に受け入れてもらうことができました。

## 事業紹介②

## みんなの協働フォーラム

(担当区局所管課：市民局市民活動支援課)

## 1 協働契約の相手方

特定非営利活動法人 市民セクターよこはま

## 2 事業費

540,000円（協働事務局および企画運営に係る委託料）

## 3 事業内容

横浜市市民協働条例（平成25年4月1日施行）の附則の規定に基づく「条例の施行状況の検討」の一環として、市民の皆様と協働で条例や市民協働について意見交換を行う「みんなの協働フォーラム」を開催しました。



## 4 事業実績

(日時) 平成28年10月10日(月・祝) (会場) 横浜情報文化センター6階  
 (主催) みんなの協働フォーラム実行委員会、横浜市市民活動支援センター、横浜市  
 (参加者) 181名(自治会町内会、NPO法人、企業、大学、市職員等)

## 全体会 1 協働に進化の兆しあり

横浜市には、地域の特性に応じて、市民の知恵により多様な協働が行われ、「協働の風土」が培われてきました。それらが生まれた背景や最新事例を共有し、協働の進化の兆しを捉えました。

## 分科会 1 市民からの提案、その先の未来

条例第10条による「市民協働事業の提案制度」を有効活用し、市民やNPO・企業・地縁団体・行政など多様な主体が参加・連携し地域のプロジェクトを実現するための“プロセス”や“必要な支援”について考えました。

(事例紹介)

- ・条例の市民提案事業第1号「保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業」
- ・公民連携による課題解決型公募モデル事業
- ・ヨコハマ市民まち普請事業の挑戦者たち

## 分科会 2 地域の中の「私」「共」「公共」

横浜では、この数十年、市民の力で「住んでいて良かった」と思える地域づくりを進めてきました。市民が連帯してまちをつくってきた中で培われた自治のスピリット。事例や参加型ワークを通じて、協働による地域づくりなどについて考えました。

(事例紹介)

- ・一人の中学生と私のおせっかいから始まるこの5年のお話
- ・自分探しと地域デビュー「とつか宿場まつり」開催までの道のりとこれから

### 分科会3 やっぱり肝！？条例&契約再考

条例第12条による「協働契約」について、契約を締結している事例（契約の甲乙の立場から）から、契約や評価の際に必要な視点、契約のあるべき姿や可能性などを考えました。

（講義）

市民協働条例の可能性

（事例紹介）

- ・ とつか区民活動センター
- ・ 18区の地域子育て支援拠点

### 全体会2 協働Nextステージへ

各分科会からの報告を踏まえ、今後の協働をさらなる進化に“つなげる”ために欠かせない「環境づくり」などについて考えました。

開催にあたっては、フォーラム協働事務局である特定非営利活動法人市民セクターよこはま、横浜市（協働契約の主体）と「みんなの協働フォーラム実行委員会（条例に関する検討ワーキング：3ページ参照）」が主催者となり、企画運営に携わりました。

また、東京都市大学小池情報デザイン研究室の学生の皆さんにデータビジュアライズや、グラフィックレコーディングの協力をいただきました。



全体会2の様子



学生によるデータビジュアライズの掲示の様子

## 5 協働で事業を行った効果

市単独の開催ではなく、フォーラム協働事務局である特定非営利活動法人市民セクターよこはま及び横浜市（協働契約の主体）と、みんなの協働フォーラム実行委員会を持つノウハウや強みを持ち寄り企画・運営したことで、自治会町内会、NPO、企業、大学などの多様な市民と、行政（市職員）が意識を共有し、これからの「協働」を考える機会をつくることができました。

このフォーラムで得られた市民の皆様のご意見等を、横浜市では「横浜市市民協働条例の施行状況の検討報告書」としてまとめました。

この報告書に基づき、今後の横浜市における市民協働の取組をより一層推進します。

## 事業紹介③

## にしく市民活動支援センター運営事業

(担当区局所管課：西区地域振興課・区政推進課)

**1 協働契約の相手方**

特定非営利活動法人 市民セクターよこはま

**2 事業費**

21,265,000円 (管理・運営に関する委託費)

**3 事業内容**

市民活動、生涯学習活動及びボランティア活動の支援を通して、市民の理解と参画のもとに、区民力の向上と豊かな地域づくりを図るため、にしく市民活動支援センターを運営し、①市民公益活動に関する相談対応、②情報提供・発信、③活動ステップアップ・ネットワーク支援、④地域支援、⑤地域人材ボランティアバンク、⑥区民利用施設等との連携による活動支援を行いました。

**4 事業実績**

(1) 相談件数 (448件)

(2) 情報提供・発信

ホームページでの情報発信・「にしとも広場」の発行 (3回)

(3) 活動ステップアップ・ネットワーク支援

- ・「NPO法人入門講座」の開催
- ・「認知症サポーター養成講座」の開催 (3回)
- ・「デジカメ撮影講座」の開催
- ・「本から始まる出会いの場づくり講座」の開催 等

(4) 地域支援

- ・まち歩き講座「ツール・ド・にしく」の開催
- ・「西区地域づくり大学校」の開催 (6回)
- ・「わが町、西区を知る」講座 (8回) への協力
- ・「魅力的な地域活動を語ろう！～それぞれの力を活かすコーディネート」講座の開催

(5) 地域人材ボランティアバンク

- ・生涯学習ボランティア「西区街の名人・達人」のコーディネート (46件)
- ・「生涯学習ボランティア」ホームページ情報の更新

(6) 区民利用施設との連携による活動支援

- ・区民利用施設連携会議の開催



本から始まる出会いの場づくり講座



「街の名人・達人」によるコンサート

**5 協働で事業を行った効果**

協働契約をもとに、相互評価や評価委員会を実施することにより、区と支援センターの互いの役割分担や事業の進め方について率直な意見が交換でき、より良い事業に向けた取り組みにつなげることができました。



## 事業紹介④

## みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務

(担当区局所管課：南区地域振興課)

**1 協働契約の相手方**

特定非営利活動法人 横浜市国際交流協会

**2 事業費**

34,976,549円 (管理・運営に関する委託費)

**3 事業内容**

市民活動、生涯学習活動及びボランティア活動並びに外国人市民、外国人コミュニティ及び国際交流機関の支援を通して、市民の理解と参画のもとに、市民力の向上と豊かな地域、異なる文化や生活習慣への理解を深める交流の拠点づくりを図るため、市民公益活動等のネットワーク化・相談対応・活動の場の提供、外国人市民に対する相談対応・情報提供・情報発信を行っています。



みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ外観

**4 事業実績**

市民活動と多文化共生、両方の分野を併せ持つ施設のため、様々な相談に対応しました。(市民活動・生涯学習支援に関しての相談、情報提供、外国人相談・情報提供、通訳の派遣等)

市民活動分野では、「まるごとみなみ施設間連携事業」でのスタンプラリー、市民活動スキルアップ講座(【講座名】「わかるwindows10!」(全2回))、南区『街の先生』対象研修会の実施(ボランティア活動支援事業)、地域課題講座(全3回)を行いました。

多文化共生分野では、「南区・外国人中学生学習支援教室」の開催、学習支援教室サポーター対象研修会、日本語ボランティア講座(入門編3回、実践編10回)、学校翻訳サポート事業、スクールガイダンス、学校を核にした多文化共生事業等、外国籍区民、地域、学校を繋げる事業を行いました。

**5 協働で事業を行った効果**

協働契約を締結することにより、お互いの強みを生かしながら、対等な立場で、相互に連携をとりやすくなりました。



学校を核にした多文化事業

## 事業紹介⑤ 保土ヶ谷区の「住み良いまちづくり活動」

(担当区局所管課：保土ヶ谷区区政推進課)

### 1 協働契約の相手方

保土ヶ谷区民会議

### 2 事業費

317,358円(印刷費等活動経費) ※区づくり推進費



### 3 事業内容

保土ヶ谷区民会議は「自分たちの住むまちを、自分たちの手でよくしたい」という区民が自主的・主体的に組織・運営する、市民相互の話し合いの場です。行政と区民を結ぶパイプ役として、広聴、提言、行動、発信の4つを柱に、区民の声を反映し「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を目指し活動しています。

協働契約により区役所とのパートナーシップをさらに強化し、地域課題の解決に向けてともに取組を進めます。

### 4 事業実績(28年度)

#### <区民会議活動実績>

- 地域住民が相互に話し合う「地域のつどい」を地区連合町内会と共催し、区内6会場で開催しました(参加者数715名)。そこで出された意見や要望、約200件を精査し、そのうち27件を提言・要望として区役所に提出しました。
- 地域課題の解決に向けて4つの分科会(環境、教育、交通・災害、福祉)による活動を展開しました(29年度より、交通と災害が分かれ、5分科会として活動しています)。テーマに基づいた勉強会や講習会の実施、施設訪問、区民への啓発活動、冊子の作成等を実施しました。また、自助・共助実践運動推進委員会では、DIG(災害頭上訓練)出前講習会を各地区連合ごとに6回実施しました。
- 保土ヶ谷公会堂において「区民のつどい」を開催しました(参加者数420名)。各分科会の活動報告や「地域のつどい」で提出した要望・提言に対する回答結果等、区民に向けた情報発信を実施しました。



「地域のつどい」の様子

### 5 協働で事業を行った効果

平成28年12月の協働契約締結以前から、区民会議と区役所が連携を図り、地域の課題解決に向けて取り組んできましたが、協働契約の締結により、より一層お互いの意識の向上が図れています。また、第22期の委員数は90人から110人と大幅に増加しました。

今後、具体的な事業を協働で行っていく中で、両者のパートナーシップをさらに強化し、より一層地域の声に耳を傾け、施策に反映する等、様々な取組を進めていきます。



## 事業紹介⑥

## ほどがや市民活動支援センター運営事業

(担当区局所管課：保土ヶ谷区地域振興課)

## 1 協働契約の相手方

特定非営利活動法人 横浜市民アクト

## 2 事業費

26,895,240円 (管理・運営に関する委託費)



初めてでも相談しやすい雰囲気を大切にしています

## 3 事業内容

保土ヶ谷区の市民公益活動、生涯学習の活動及びボランティア活動の支援をとおして、市民の理解と参画のもとに、市民力の向上と豊かな地域づくりをほどがや市民活動センター（アワーズ）とともに図ります。

## 4 事業実績

活動団体（個人）が公益的な活動の担い手として自立度を高め、自ら課題解決に取り組む環境を整えることを運営目標とし、3つの事業目標を基に事業を実施しました。

**目標1** 市民公益活動・生涯学習に関して情報の受発信、相談・コーディネートを充実させる。⇒信頼関係構築を意識した相談対応、見やすい伝わることを意識したHP、メルマガ、情報紙、サークルガイドを発行しました。

**目標2** 市民公益活動・生涯学習に関してネットワークを進める。

⇒協働運営会議との連携事業として、利用者交流会及び活動団体スキルアップ講座の実施。区事業はくぐみプロジェクトとの連携、地域と学校の連携を目指した学校・地域コーディネーター養成講座へ参加・協力を行いました。

本年度新規事業として、ふらっと立ち寄れる、交流促進事業「サロンカフェ」や、街の学習応援隊「つながるサロンミーティング」を開催しました。

**目標3** 区民利用施設との連携による活動支援ならびに施設どうしの連携を進める。

⇒子育て支援拠点こっころ・区社会福祉協議会と3者連携で子育て応援講演会「日本の子どもたちはいま」（全2回）を実施しました。また、区内施設間連携促進及び地域支援の拡充を目的とした、区内施設職員・行政職員向け研修（全2回）を実施しました。



団体カスキルアップ講座  
「心に届く広報紙の作り方」

## 5 協働で事業を行った効果

お互いの強みを活かした運営ができたことは、市民と共につくる豊かな地域社会を進める一步となりました。

相談者の真意を引き出す丁寧なヒアリングや、アワーズを知ってもらうことを意識した広報が、新規利用者の開拓や相談件数の増加につながりました。



## 事業紹介⑦

## とつか区民活動センター運営事業

(担当区局所管課：戸塚区地域振興課)

**1 協働契約の相手方**

特定非営利活動法人 くみんネットワークとつか



相談カウンター

**2 事業費**

29,870,216円 (管理・運営に関する委託費)

**3 事業内容**

市民活動、生涯学習活動及びボランティア活動の支援を通して、市民の理解と参画のもとに、区民力の向上と豊かな地域づくりを図るため、とつか区民活動センターを運営し、①活動団体のネットワーク化、②活動の支援、③地域・利用者の声をセンターの運営に反映する仕組みづくり、④活動する場の提供、⑤情報の提供、⑥企画事業の実施を行いました。

**4 事業実績**

主な事業実績

**(1) 第7回とつかお結び広場**

戸塚区内を中心に様々な分野で活動している地域活動団体や個人の活動内容を、パネル・活動体験・ステージパフォーマンス等を通して紹介するイベントを開催しました。企画・運営は公募で集まった運営委員の方々により行われ、来場者に地域活動への参加のきっかけを作ることや、活動団体同士の交流につながりました。



第7回とつかお結び広場

**(2) NPOとNPO法人入門講座**

NPOについて知りたい方や、NPO法人の設立に関心がある方に向けて、「NPOとNPO法人入門講座」を開催しました。

NPOとNPO法人の違いや、実際にNPO法人として活動している方の体験談等を交え、団体が活動を継続していく上でのヒントやスキルアップにつながりました。



NPOとNPO法人入門講座

**5 協働で事業を行った効果**

協働契約を締結することにより、お互いの強みを生かしながら、対等な立場で、相互に連携をとりやすくなりました。

## 事業紹介⑧

## 平成28年度地域施設間連携促進事業

(担当区局所管課：戸塚区地域振興課)

## 1 協働契約の相手方

特定非営利活動法人 くみんネットワークとつか

## 2 事業費

196,560円 (管理・運営に関する委託費)



研修会の様子

## 3 事業内容

戸塚区が区民にとってより一層魅力のある街・住みたい街となるよう、区内の市民利用施設（以下、「施設」という。）が「お互いに顔の見える関係」をつくり、連携して区民の様々なニーズに応え、地域課題を解決できる仕組みをつくりまします。

## 4 事業実績

区と「特定非営利活動法人 くみんネットワークとつか」が協働契約を締結し、施設へのアンケート調査の実施に加え、施設の担当者を対象とした研修会を実施しました。

講師：吉田洋子氏（吉田洋子まちづくり計画室）

日時	内容	参加者
<第1回> 1月24日(火) 14:00~17:00	<b>【会場】</b> 大正地区センター <b>【内容】</b> 施設見学、大正地区センターの現状と取組について、ワーク「地域の中で子どもとどう関わるか」	16施設 21人
<第2回> 2月1日(水) 14:00~17:00	<b>【会場】</b> 東戸塚地域ケアプラザ <b>【内容】</b> 施設見学、東戸塚地域ケアプラザの現状と取組について、ワーク「シニア男性の地域参加について考える」	17施設 19人
<第3回> 2月21日(火) 14:00~17:00	<b>【会場】</b> 戸塚区役所 <b>【内容】</b> 施設見学、第1回・第2回の研修会での気づきの共有、ワーク「具体的な連携プログラム作り」	14施設 18人

## 5 協働で事業を行った効果

区と特定非営利活動法人くみんネットワークとつかが対等な立場で連携し、それぞれの持つノウハウが結びつくことで、施設同士で顔の見える関係をつくり、他の施設の取組を共有し、各施設が連携して地域の課題を解決することの重要性が認識されました。

## 事業紹介⑨

## 瀬谷区寄り添い型生活支援事業

(担当区局所管課：瀬谷区こども家庭支援課)

**1 協働契約の相手方**

特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく

**2 事業費**

13,850,000円（管理・運営に関する委託費）

**3 事業内容**

生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり支援を必要とする家庭に育つ小・中学生に対し、食事・歯磨き・掃除といった基本的な生活習慣の獲得及び生活力の向上を目指した支援や、基本的な学習支援などを行う「子どもの生活塾」を実施しています。

家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりの健やかな育ちを支えるとともに、いきいきと学べる環境を整えることで、自立した生活を送る能力を身に付けることを目的に、個々の状況に応じた支援を実施しています。

**4 事業実績**

利用実績の推移

	26年度	27年度	28年度
支援世帯数(世帯)	23	28	31
子どもの生活塾（竹村の丘） 利用回数(回)	948	1,658	1,512
アシスタント派遣回数(回)*	861	1,398	1,340

利用世帯は生活課題を複合的に抱えています。28年度は生活保護世帯が15世帯と半数近くおり、そのうちひとり親家庭の世帯は14世帯、親が精神疾患を抱えている世帯が11世帯、またその両方である世帯は10世帯となっています。

※アシスタント派遣：事業所のアシスタントが、登校支援や車での送迎等、世帯の生活の支援を行っています。

**5 協働で事業を行った効果**

区役所が小中学校等の関係機関への事業周知や利用者の連絡・調整を行い、協働事業者が個々の状況に応じて寄り添った生活支援を行うことで、課題を複合的に抱えた世帯の子どもや保護者に対し、よりきめ細やかな支援のできる体制が整いました。

また、区役所と協働事業者の間で定期的に連絡会を実施するなど、お互いの情報を密に共有することで、必要となる支援内容を双方で把握し、世帯の子どもや保護者が孤立することなく支援を受けられる体制を提供できています。

## 事業紹介⑩

## 横浜市市民活動支援センター運営事業

(担当区局所管課：市民局市民活動支援課)

## 1 協働契約の相手方

特定非営利活動法人 市民セクターよこはま

## 2 事業費

43,371,536円 (管理・運営に関する委託費)



会計講座の様子

## 3 事業内容

市民公益活動に関する相談対応、情報発信・収集、活動場所・作業場の提供、講座・イベントの開催、各区市民活動支援センターの運営支援等を行い、市民公益活動を総合的に支援しました。

## 4 事業実績

事業名	内容	主な実績
相談事業	市民公益活動に関する相談対応	741件
情報提供・発信事業	広報誌やウェブによる情報発信	情報誌の発行：年3回 HP閲覧：1日あたり546件
各区の市民活動支援センター支援事業	各区の市民活動支援センターの運営支援	職員研修会：3回 情報交換会：5回 施設間連携会議開催支援：4区
市民活動マネジメント支援事業	市民活動団体の運営に資する講座（会計講座等）の開催	計18回
ネットワーク構築事業	様々な主体を繋ぐための勉強会やフォーラムなどの開催	NPO法人の関心が高いテーマの勉強会やフォーラム開催：5回 協働に関するフォーラム開催：1回
共同オフィス事業	入居団体（11団体）間の相互交流を促進するための取組を実施	団体交流会の開催：4回
施設管理事業	ミーティングコーナーや会議室等の活動場所の提供	7,612件

## 5 協働で事業を行った効果

市民セクターよこはまと市民局が、協働で運営するために積極的な情報交換を行うことで、互いに保有するノウハウや情報、視点などを活用し、利用者のニーズにあった講座等の実施などにつながりました。

## 事業紹介⑪

## 横浜市市民活動支援センター自主事業

(担当区局所管課：市民局市民活動支援課)

**1 協働契約の相手方**

次の2法人と個別に契約

- ・特定非営利活動法人 アクションポート横浜
- ・特定非営利活動法人 エティック

**2 事業費**

3,750,000円(補助金)

**3 事業内容**

横浜市内で公益的な活動を行う市民活動団体を対象に事業提案を受け付け、団体のアイデア・創意工夫を活かした「提案型の補助事業」を行いました。

**4 事業実績**

■テーマ：「地域の課題解決に市民等が取り組むための支援を行う」

相手方	事業名	事業内容
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	みんなで作る！「Spice+」 ～若者の参加による現場体験データベースの作成とマッチングと協働の仕組みづくり事業	若者がより社会課題を知り、地域への愛情を深められるように、レポーターとしてNPO活動に参加するための養成講座の開催や活動の機会を設け、そのレポートをウェブサイトに掲載するとともに、サイトの内容の充実を図りました。また、受入団体を中心とした団体間ネットワークの提供とノウハウ発掘を目的として、マッチングイベントを開催しました。
特定非営利活動法人 エティック	地元企業を核とした地域課題解決力を高め合うコミュニティ作り事業	地域社会と継続的に関係性を育み、地域課題解決を担っていきたいと考える企業が、長期インターンシップ生を受入れ、地域で企業とNPO、学校、商店街、自治会・町内会等が協働する事例を作りました。インターン生が卒業後も地域に持続的に活動できる組織が生まれた事例や、全く地域と接点なかった企業が協働を始めることで若い社員の意識変革が図られた事例が生まれました。

**5 協働で事業を行った効果**

地域で活動するNPO法人からの提案事業を協働で行うことにより、NPO法人の持つノウハウやネットワークを活かすとともに、行政の持つ情報や視点を加えて事業を実施したことで、地域の課題解決に市民等が取り組むための支援が効果的に図られました。



## 主な事業紹介⑫

### 中間支援組織機能強化事業

～カフェ型中間支援機能の創出・強化・普及～

(担当区局所管課：市民局市民活動支援課)

#### 1 協働契約の相手方

横浜コミュニティカフェネットワーク

#### 2 事業費

2,000,000円 (補助金)

#### 3 事業内容

本事業では、コミュニティカフェ (以下、「カフェ」という) が中間支援の役割を果たす意義や支援機能充実のための必要な要素、持つべき力量等を整理し、その現状や課題・ニーズを確かめ、市内のカフェが中間支援組織として力をつけるための支援を行うとともに、横浜コミュニティカフェネットワークの支援力向上も目指しました。

#### 4 事業実績

##### (1) 訪問調査 (6か所)

各地のカフェが持つ中間支援的役割の現状や課題、運営団体の意識確認も含めて、訪問調査を実施しました。また、区民活動支援センターなどの地域版中間支援機能についてもヒアリングを行い、連携の可能性を考えました。

##### (2) カフェ伴走支援 (14回)

前年からの継続の2団体に公募で新規3団体を加えて5団体を対象とし、先行取組カフェの関係者が伴走支援を行いました。また、カフェ関係者 (10団体程度) による検討会 (2回) を行い、それぞれの中間支援力の底上げを行いました。

##### (3) 公開フォーラムの開催 (平成29年2月12日：52名参加)

訪問調査やカフェ伴走会議で把握された現状を広く報告し、今後のカフェのあり方やカフェの価値を考える機会としました。

##### (4) 報告書の作成等

中間報告をWEBに掲載するとともに、関係者等に報告書を配布しました。

#### 5 協働で事業を行った効果

協働契約を締結したことで、横浜コミュニティカフェネットワークと地域団体をつなぐことができました。また、フォーラムの開催により、カフェの価値を参加者で共有することができ、カフェが地域で果たす役割を行政の様々な部署が知るきっかけとなりました。

さらに、横浜コミュニティカフェネットワークの中間支援組織としての経験や支援力が向上するとともに、市内でカフェを運営する方々の中間支援機能に対する理解や意識の向上につながりました。

## 事業紹介⑬

## 横浜市市民活動支援専門アドバイザー派遣事業

(担当区局所管課：市民局市民活動支援課)

**1 協働契約の相手方**

特定非営利活動法人 市民セクターよこはま

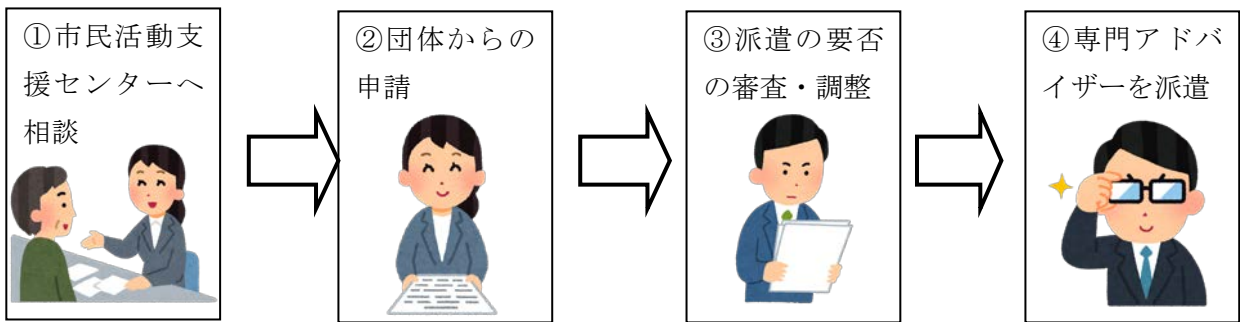
**2 事業費**

136,080 円（派遣調整に関する委託費）

**3 事業内容**

横浜市市民活動支援センター運営事業の一環として、市民公益活動を行う団体等が抱える運営上の課題を解決する市民活動支援専門アドバイザーを派遣することで、団体の自立化の促進及び安定的な運営支援を行いました。

※派遣までの流れ

**4 事業実績**

(1) 派遣実績：8 件（内訳：税理士 7 件、社会保険労務士 1 件）

(2) 主な相談内容

- ・ NPO 法人会計のあり方について
- ・ NPO 法人会計基準に則った会計処理について
- ・ 収益事業の取り扱いについて
- ・ 適切な給与計算方法や就業規則の改定について

**5 協働で事業を行った効果**

横浜市と横浜市市民活動支援センター運営事業を受託している市民セクターよこはまが協働で事業を行うことで、市民セクターよこはまの持つ市民活動団体及び支援に関するノウハウを参考に、手続きの簡素化や派遣までの期間の短縮化など、市民活動団体にとって、より使い勝手の良い制度とすることができました。



## 事業紹介⑭

## 市民活動コーディネート講座

(担当区局所管課：市民局市民活動支援課)

## 1 協働契約の相手方

公立大学法人 横浜市立大学

## 2 事業費

263,352円 (講師謝金等)



現地見学の様子



ワーキングの様子

## 3 事業内容

横浜市立大学市民公開講座として、市民活動のコーディネートに興味のある市民や中間支援組織従事者を対象に、“ヨコハマ市民まち普請事業”における2つの事例を参考に「市民活動のコーディネートの手法」について学ぶ講座を開催しました。

## 4 事業実績

- テーマ：市民の力を引き出し夢を実現するためのコーディネート（4回連続講座）  
～ヨコハマ市民まち普請事業からみる市民活動コーディネートの手法～

日時	内容	参加者
<第1回> 11月8日(火) 18:30~20:30	<b>【事前学習】横浜の参加・協働の歴史とヨコハマ市民まち普請事業 ～講義～</b> 〔講師〕中川 久美子 (横浜市立大学 非常勤講師、元横浜市政策局政策支援センター 主席研究員)	27人
<第2回> 11月12日(土) 10:00~12:00	<b>【現場で学ぶ1】実現に向けた柔軟な組織づくり</b> 中川駅前中央遊歩道ルネッサンスプロジェクト見学 〔講師〕内海 宏 (横浜市まちづくりコーディネーター) 〔講師〕塩入 廣中 (NPO法人ぐるっと緑道 理事長)	20人
<第3回> 11月15日(火) 18:30~20:30	<b>【現場で学ぶ2】ヨソモノ・ワカモノが担う拠点整備の実現</b> カサコ見学 〔講師〕岡部 友彦 (横浜市まちづくりコーディネーター) 〔講師〕加藤 功補 (CASACO共同代表、NPO法人CoC理事長)	28人
<第4回> 11月18日(金) 18:30~20:30	<b>【学びを活かすワークショップ】皆でアイデアのタネを広げてみよう</b> 〔講師〕三輪 律江 (横浜市立大学大学院国際総合科学群国際都市学系まちづくりコース 准教授)	21人

## 5 協働で事業を行った効果

横浜市立大学の専門性を活かしたプログラムの企画と、市の関連施設への広報や訪問現場の調整等により、幅広い方々に受講していただくことができ、参加者のコーディネート手法に対する意識が高まりました。

## 事業紹介⑮

## 協働の「地域づくり大学校」事業

(担当区局所管課：市民局地域活動推進課（各区）)

## 1 協働契約の相手方・事業費・事業実績及び内容

自治会町内会や地区社協、民生委員等の委嘱委員など地域で活動をされている方々と、区役所の職員が、「協働による地域づくり」を推進するために、現地見学により先進的な取組事例を学ぶとともに、グループワークを通じて地域の課題解決の手法や魅力づくりを学び合う場を作りました。

区名	講座名	協働契約の相手方	事業費	事業実績 (回数・受講者)
神奈川区	神奈川区地域づくり大学校	神奈川区連合町内会自治会連絡協議会 特定非営利活動法人 市民セクターよこはま	1,233,631 円	6 回・25 名
西区	西区地域づくり大学校	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま ※にしく市民活動支援センター運営事業の一事業として実施	1,000,000 円	6 回・10 名
南区	寺子屋みなみ (地域交流型)	特定非営利活動法人 夢・コミュニティ・ネットワーク	587,680 円	3 回・52 名
	寺子屋みなみ (担い手育成型)	株式会社イータウン	572,400 円	3 回・31 名
港南区	学び舎ひまわり	港南区連合町内会長連絡協議会 社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会	980,000 円	6 回・39 名
旭区	あさひみらい塾	特定非営利活動法人 アクションポート横浜	1,512,901 円	6 回・23 名
金沢区	地域づくり塾 かなざわ	社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議会	749,666 円	6 回・40 名
緑区	みどり「ひと・まち」 スクール	緑区市民活動支援センター運営委員会 社会福祉法人横浜市緑区社会福祉協議会	1,187,934 円	8 回・30 名
青葉区	みらいづくり大学 青葉キャンパス	あおば学校支援ネットワーク	980,000 円	6 回・34 名
都筑区	つづきつながり カレッジ	株式会社 studio-L	1,180,800 円	8 回・36 名
戸塚区	戸塚区地域づくり大学校	特定非営利活動法人 くみんネットワークとつか 社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会	1,180,000 円	6 回・47 名
栄区	栄区地域づくり キャンパス	株式会社イータウン	683,100 円	3 回・20 名
泉区	泉区まちづくり みらい塾	泉区まちづくりみらい塾 特定非営利活動法人市民セクターよこはま	1,284,822 円	6 回・31 名
瀬谷区	せやの地域づくり塾	特定非営利活動法人 横浜プランナーズネットワーク	958,996 円	8 回・51 名

## 2 協働で事業を行った効果

お互いの経験や得意分野を活かしてきめ細かく事業を実施することができたこと、区役所が事業者の経験とノウハウを吸収することで今後活かせる経験を積むことができたこと、そして、区役所内の担当者同士の関係が深まり他の事業においても協力できる関係を築くことができました。

## 事業紹介⑬ ソーシャルビジネス情報発信事業

(担当区局所管課：経済局経営・創業支援課)

### 1 協働契約の相手方

株式会社イータウン（委託型）

### 2 事業費

2,400,000円（委託費）

### 3 事業内容

ソーシャルビジネス（以下、「SB」という。）ポートサイト「ソーシャルポートヨコハマ」により、SBへの理解促進や企業支援、既存事業者が抱える問題解決に繋がる情報等、様々な情報を幅広く発信することで、横浜市におけるSBに対する意識の底上げを図り、SBでの起業がしやすい風土づくりを推進します。

- ・SB関連情報の収集、配信  
セミナー、イベント、助成金情報等
- ・取材、レポート記事の配信
- ・メールマガジンの配信

### 4 事業実績

- ・セミナー、イベント記事 190件／年
- ・レポート記事掲載 8件／年
- ・メールマガジン発行数 24回／年

#### 【H28年度アクセス等数値】

- ・WEBセッション数（閲覧者数） 17,330回／年
- ・メルマガ会員数 777人（H29.3月時点）
- ・Twitterフォロワー数 1,323人（H29.3月時点）

### 5 協働で事業を行った効果

協働で実施することで、横浜市公式WEBサイト外での管理運営が実現し、官民含めた幅広い情報をリアルタイムで配信することで、SBに対する意識の底上げ及びSBでの起業がしやすい風土づくりを推進しました。



ソーシャルポートヨコハマ トップ



ソーシャルビジネス先輩事業者座談会 2016  
【第1部 ソーシャルビジネス起業創業時の支援について】

## 事業紹介⑰

## 消費生活協働促進事業

(担当区局所管課：経済局消費経済課)

## 1 協働契約の相手方

次の2法人と個別に契約

- ・特定非営利活動法人 森ノオト
- ・特定非営利活動法人 横浜コミュニティデザイン・ラボ



## 2 事業費

800,000 円 (補助金)

## 3 事業内容

市内活動団体と連携し、お互いの強みを活かしながら、地域における「消費者被害の未然防止」や「消費者市民社会<sup>(※)</sup>の実現」に向けた事業を実施しました。

※消費者市民社会とは

消費者一人ひとりが人や環境に配慮した消費行動を積極的に行う社会のことを言います。

例えば、日常生活で購入する商品が、どこで、どのように作られているかを考えて選択するのもその一つです。



講座の様子

## 4 事業実績

相手方	事業名	事業内容	事業実績 (講座回数・参加者)
特定非営利活動法人 森ノオト	横浜産の調味料で地産地消と食の安全を学ぶ連続講座	地産地消の食材を使った調味料の生産者を招き、消費者が食の安全・安心や地産地消、フードマイレージについて考える講座を実施した。	8回・約100名
特定非営利活動法人 横浜コミュニティデザイン・ラボ	「地域を知る」「エシカルを知る」ソーシャルな消費者養成講座	市内で活動する各種団体との協働で、食品ロス、フェアトレード、地産地消、リサイクル等をテーマに、講座や現地見学会等を開催し、消費者市民社会の実現について考える講座を実施した。	6回・約120名

## 5 協働で事業を行った効果

対等な立場に立って、お互いが役割を分担して取り組むことで、効果的な広報や関係機関との調整等を行うことができました。



## 事業紹介⑱

## 地域子育て支援拠点事業

(担当区局所管課：こども青少年局子育て支援課（各区）)

## 1 協働契約の相手方

市内で子育て支援の活動実績を有するNPO法人、保育所等の児童福祉施設を運営する社会福祉法人等

## 2 事業費

815,877,039円（管理・運営に関する委託費等）

## 3 事業内容

就学前の子供とその保護者が遊び、交流するスペース「親子の居場所」の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供、子育て家庭のニーズに応じた事業・施設の利用支援等を行うとともに、地域で子育て支援に関わる方のネットワークづくりや人材育成を行う拠点を、全区で運営しています。

## 4 事業実績 &lt;各区の地域子育て支援拠点&gt;

区名	拠点名称	協働契約の相手方
鶴見区	わっくんひろば、わっくんひろばサテライト	社会福祉法人 青い鳥
神奈川区	かなーちえ	特定非営利活動法人 親がめ
西区	スマイル・ポート	特定非営利活動法人 はぐっと
中区	のんびりんこ	公益財団法人 横浜YMCA
南区	はぐはぐの樹	特定非営利活動法人 さくらザウルス
港南区	はっち	特定非営利活動法人 ちゅーりっぷ
保土ヶ谷区	こっころ	特定非営利活動法人 ビアわらべ
旭区	ひなたぼっこ	特定非営利活動法人 子そだちしえん・あさひ
磯子区	いそピヨ	社会福祉法人 青い鳥
金沢区	とことこ	社会福祉法人 みどり会
港北区	どろっぶ、どろっぶサテライト	特定非営利活動法人 びーのびーの
緑区	いっぼ	特定非営利活動法人 グリーンママ
青葉区	ラフル	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ パレット
都筑区	Popola（ポポラ）	特定非営利活動法人 こども応援ネットワーク
戸塚区	とつとの芽	特定非営利活動法人 子育てネットワークゆめ
栄区	にこりんく	社会福祉法人 地域サポート虹
泉区	すきっぷ	特定非営利活動法人 ちょこっといずみ
瀬谷区	にこてらす	特定非営利活動法人 さくらんぼ

## 5 協働で事業を行った効果

協働契約書の作成時から、対等な立場で区と事業者が議論し、目標、計画、役割分担を定め、お互いが共有することにより、地域の子育て支援活動の実績を有する事業者のノウハウやアイデア等を活かし、地域の特性や実情を踏まえたきめ細かな子育て支援を区と事業者が一緒になって行うことができました。

## 事業紹介⑱

## よこはまウォーキングポイント事業

(担当区局所管課：健康福祉局保健事業課)

## 1 協働契約の相手方

- ・凸版印刷株式会社
- ・オムロンヘルスケア株式会社

## 2 事業費

20,000,000 円（協働契約上のインセンティブ経費の上限）



ウォーキングイベント

## 3 事業内容

18歳以上（28年5月までは40歳以上）の横浜市民を対象とした、ウォーキングを通して日常生活の中で楽しみながら継続して健康づくりに取り組んでいただくための取り組みです。

参加者には歩数計を提供します。リーダー設置場所でリーダーに歩数計をのせると、歩数が転送され、専用ホームページで歩数データを見ることができます。また、歩数に応じたポイントが付与され、ポイントに応じて抽選で景品が当たったり、参加者全員の平均歩数が目標を上回ると寄付を行うなどの仕組みもあります。



## 4 事業実績

よこはまウォーキングポイントでは、「働く世代」の健康づくりをさらに支援し、運動習慣の定着につなげ、幅広い世代に向けて健康づくりを浸透させていくために28年6月から参加対象年齢の18歳以上への拡大やウェブ申込の受付を開始したことなどにより、参加登録者数が23.3万人になりました。

また、この取組が評価され、厚生労働省スマート・ライフ・プロジェクト『第5回健康寿命をのばそう！アワード』では、生活習慣病予防分野自治体部門トップとなる厚生労働大臣優秀賞を受賞しました。



(受賞ロゴ)

## 5 協働で事業を行った効果

リーダーの維持管理、歩数管理システム及びインセンティブ原資の提供など、本市での対応が難しい部分について、民間事業者との役割分担により効率的に事業が実施できました。



## 事業紹介⑳

## ヨコハマ市民まち普請事業

(担当区局所管課：都市整備局地域まちづくり課)

**1 協働契約の相手方**

- ・特定非営利活動法人 市民セクターよこはま
- ・特定非営利活動法人 アクションポート横浜

**2 事業費**

7,084,800 円

(コンテストの企画及び運営などに関する委託費)

**3 事業内容**

地域の課題解決や魅力向上のための施設整備に関する市民からの提案について、二段階の公開コンテストを開催し、整備助成対象提案を選考しました。施設整備を提案した市民団体の支援や事業を周知するための広報誌の発行などを実施しました。

**4 事業実績**

- (1) 一次コンテスト (7月2日)
- (2) 平成27年度整備施設視察 (8月24日)
- (3) 活動懇談会・企業マッチング会 (9月24日)
- (4) 平成27年度整備成果報告会 (11月12日)
- (5) 二次コンテスト対象提案整備予定地視察 (1月13日)
- (6) 二次コンテスト (1月29日)
- (7) まちづくりのツボ発見ツアー (2月11日)
- (8) まちづくりびと全員集合 (3月26日)
- (9) 広報誌「ヨコハマ 人・まち」の発行  
(8月、12月、3月)



一次コンテスト発表の様子



企業マッチング会の様子



二次コンテスト発表の様子

**5 協働で事業を行った効果**

市民活動支援の実績があるNPO法人と協働することで、コンテストなどにおいて活動する市民に寄り添った運営ができました。また、それぞれの団体のネットワークを生かすことで、効果的な広報を実施することができました。



## ＜参考＞ 横浜市市民協働条例

○横浜市市民協働条例

平成24年6月25日

条例第34号

横浜市市民協働条例をここに公布する。

横浜市市民協働条例

横浜市市民活動推進条例(平成12年3月横浜市条例第26号)の全部を改正する。

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民の活動があって、初めて市民協働も進展していくのである。

いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市(以下「市」という。)と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

- 4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。
- 5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

#### (市の責務)

- 第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。
- 2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

#### (市民等の責務)

- 第4条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。
- 2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

## 第2章 市民協働

### 第1節 市民公益活動

#### (市民公益活動)

- 第5条 市は、市民等が行う市民公益活動(次の各号に掲げるものを除く。)を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
  - (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
  - (4) 営利を主たる目的とする活動

#### (市民活動推進基金)

- 第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。
- 2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。
  - 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
  - 4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。
  - 5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

## (支援申請等)

- 第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。
- 4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

## 第2節 市民協働事業

## (市民協働事業の基本原則)

- 第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。
- (1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。
- (3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報(第13条に規定する秘密を除く。)を公開すること。
- (4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

## (市民協働事業を行う市民等の選定)

- 第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。
- 2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。

## (市民協働事業の提案)

- 第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。
- 2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の要否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

## (自主事業)

- 第11条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業(以下「自主事業」という。)を当該市民協働事業とともに行うことができる。
- 2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

## (協働契約)

第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約(以下「協働契約」という。)を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

## (秘密の保持)

第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

## (負担)

第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとななければならない。

## (事業評価)

第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後(当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後)に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

## 第3節 中間支援組織

## (中間支援組織)

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

## 第3章 市民協働推進委員会

## (市民協働推進委員会)

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会(以下「市民協働推進委員会」という。)を置く。

2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

## (組織)

第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民等

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、再任されることができる。

#### 第4章 雑則

(報告)

第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

(読替え)

第21条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例(第3章及び附則第1項を除く。)の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成25年2月規則第13号により同年4月1日から施行)

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

---

平成28年度 横浜市市民協働条例に基づく  
市民協働の取り組み状況報告書

資 料 編

---

各区局における協働事業

- 1 分野ごとの事業数について ..... 資-1
- 2 区役所所管の協働事業一覧（98事業） ..... 資-2
- 3 局所管の協働事業一覧（88事業） ..... 資-5
- 4 区役所所管の協働事業 ..... 資-8
- 5 局所管の協働事業 ..... 資-18



## 各区局における協働事業

平成28年度において、市民等と本市が協働の6原則に則って取り組んだ事業は186事業です。

そのうち、区役所が所管した協働事業は98事業、局が所管した協働事業は88事業です。

### 1 分野ごとの事業数について

【平成28年度 横浜市における協働事業数（分野別）】

分 野		事業数		
		区	局	合計
1	市民活動・地域活動に関する事業	52	13	65
2	環境の保全に関する事業	11	15	26
3	保健・医療・福祉に関する事業	9	10	19
4	まちづくりの推進に関する事業	9	11	20
5	子ども・青少年の健全育成に関する事業	4	8	12
6	文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業	6	15	21
7	人権・男女共同参画に関する事業	0	4	4
8	防災・災害救援活動に関する事業	2	3	5
9	職業能力の開発・雇用機会の拡充に関する事業	0	3	3
10	経済活動の活性化・消費生活に関する事業	3	3	6
11	防犯・地域安全活動に関する事業	1	1	2
12	その他調査・研究等	1	2	3
合 計		98	88	186

#### 【参考】協働の6原則

- ① 対等の原則（市民活動と行政は対等の立場に立つこと）
- ② 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
- ③ 自立化の原則（市民と行政、双方が自立した存在で協働を進めること）
- ④ 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）
- ⑤ 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
- ⑥ 公開の原則（市民活動と行政の関係が公開されていること）

※ 市民と行政のための協働ハンドブック「Let's 協働入門」より

## 2 区役所所管の協働事業一覧（98事業）

事業名	所管課	ページ
つるみ・地域のつながり応援事業	鶴見区区政推進課	資-8
つるみ・元気アップ事業	鶴見区区政推進課	
地域活動支援アドバイザー派遣	鶴見区区政推進課	
かながわ地域支援補助金事業（区民力発揮コース）	神奈川区区政推進課	
かながわ地域支援補助金事業（地域スクラムコース）	神奈川区区政推進課	
地域人材マッチングモデル事業	神奈川区区政推進課・地域振興課	
こんにちは ボランティア	神奈川区地域振興課	
助っ人 BANK	神奈川区地域振興課	
神奈川区すくすくかめっ子事業	神奈川区こども家庭支援課	
西区温暖化対策事業	西区区政推進課	
地域資源を活用したまちの回遊性向上事業	西区区政推進課	
西区地域のつながりを育み強める補助金	西区区政推進課	
まちづくりアドバイザー派遣	西区区政推進課	
にしく市民活動支援センター運営事業【本編 14 ページ】	西区地域振興課・区政推進課	
初黄・日ノ出町地域再生まちづくり事業	中区区政推進課	
中区活動団体補助金	中区地域振興課	
中区元気な地域づくり推進事業	中区地域振興課	
食育イベント「親子で楽しむ！食育フェスタ 2016」	中区福祉保健課	
大人の食育講座「横濱元町 霧笛楼の総料理長から学ぶ」	中区福祉保健課	
さくらプロジェクト	南区区政推進課	資-10
緑のカーテンプロジェクト	南区区政推進課	
みなみ・ちからアップ補助金	南区地域振興課	
みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務【本編 15 ページ】	南区地域振興課	
南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業	南区福祉保健課	
みんなでつくるふるさと港南事業	港南区区政推進課	
こうなんの「エコ活。」推進事業	港南区区政推進課	
地域活動応援補助金	港南区区政推進課	
港南区民活動支援センターランチ事業	港南区地域振興課	
港南区区民企画運営講座	港南区地域振興課	
保育協力者養成講座	港南区地域振興課	資-11
横浜国大パートナーシップ事業	保土ヶ谷区区政推進課	
保土ヶ谷区の「住み良いまちづくり活動」【本編 16 ページ】	保土ヶ谷区区政推進課	
ほどがや市民活動支援センター運営事業【本編 17 ページ】	保土ヶ谷区地域振興課	
保土ヶ谷区 地域・まちづくり活動補助金	保土ヶ谷区地域振興課	

事業名	所管課	ページ
保土ケ谷区 地域運営補助金	保土ケ谷区地域振興課	資-11
保土ケ谷ほっとなまちづくり推進事業	保土ケ谷区福祉保健課	
保土ケ谷ほっとなまちづくり地区別計画推進事業	保土ケ谷区福祉保健課	
旭区きらっとあさひ地域支援補助金	旭区区政推進課、福祉保健課、 高齢・障害支援課	
ふるさとの川環境学習	旭区区政推進課	
ホテルの舞う里づくり	旭区区政推進課	
緑のカーテンづくり推進	旭区区政推進課	
脱温暖化行動推進	旭区区政推進課	
『新・あさひ散歩』ウォーキング	旭区地域振興課	
旭区文化芸術活動支援事業	旭区地域振興課	
認知症をみんなでささえるまちづくり事業	旭区高齢・障害支援課	
堀割川魅力づくり活動支援	磯子区区政推進課	
磯子区地域運営補助金	磯子区区政推進課	資-13
パソコンふれあい亭事業	磯子区地域振興課	
磯子区青少年育成活動補助金	磯子区地域振興課	
災害時における通信の協力に関する協定	金沢区総務課	
クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業	金沢区総務課	
学生から見た金沢区「地元企業の魅力（いいところ）発信」事業	金沢区区政推進課	
Aozora Factory を通した地域づくりと魅力づくり	金沢区区政推進課	
旧川合玉堂別邸保全活用事業	金沢区区政推進課	
金沢臨海部産業活性化推進事業	金沢区区政推進課	
環境未来都市 横浜 “かなざわ八携協定” の推進	金沢区区政推進課	
シーサイドタウン活性化	金沢区区政推進課	
キャンパスタウン金沢サポート事業	金沢区地域振興課	
金沢区市民活動サポート補助金	金沢区地域振興課	資-15
金沢区地域ネットワーク支援事業補助金	金沢区地域振興課	
金沢区空き家等を活用した地域の「茶の間」支援事業補助金	金沢区地域振興課	
金沢区民活動センターつながりステーション運営事業	金沢区地域振興課	
金沢区福祉保健活動促進補助金交付事業	金沢区福祉保健課	
港北水と緑の学校事業 【本編 10ページ】	港北区区政推進課	
港北AAA(トリプルエー)(安全で安心な明日を)地域防犯力向上作戦	港北区地域振興課	
地域のチカラ応援事業	港北区地域振興課	
港北にぎやか支え合い作戦	港北区高齢・障害支援課	
緑区地域課題チャレンジ提案事業	緑区地域振興課	資-15
緑区市民活動支援センター事業・市民活動パワーアップ支援事業	緑区地域振興課	

事業名	所管課	ページ
青葉環境エコ事業	青葉区区政推進課	資-15
大学連携事業	青葉区区政推進課	
青葉協働によるみらいおこし支援制度	青葉区区政推進課	
シニア楽農園事業	都筑区区政推進課	
都筑区文化芸術活動場(都筑の文化夢スタジオ)管理運営事業	都筑区区政推進課	
つづき交流ステーション	都筑区区政推進課	
東京都市大学との連携事業	都筑区区政推進課	
大人の学級(区民企画運営事業)	都筑区地域振興課	資-16
団体スキルアップゼミ	都筑区地域振興課	
転勤妻のおしゃべりサロン	都筑区地域振興課	
都筑区区民活動補助事業	都筑区地域振興課	
都筑区元気な地域づくり推進事業(都筑区地域運営補助金)	都筑区地域振興課	
戸塚区地域運営補助金	戸塚区区政推進課	
とつか区民活動センター運営事業【本編18ページ】	戸塚区地域振興課	
平成28年度地域施設間連携促進事業【本編19ページ】	戸塚区地域振興課	
地域で育む青少年健全育成事業	戸塚区地域振興課	
とつか区民の夢プロジェクト補助金事業	戸塚区地域振興課	
戸塚っ子いきいきアートフェスティバル	戸塚区地域振興課	資-17
戸塚区地域ネットワーク見守り事業「みまもりネット」	戸塚区高齢・障害支援課	
セーフコミュニティ事業	栄区区政推進課	
みんなが主役のまちづくり協働推進事業	栄区区政推進課	
栄区地域運営補助金	栄区区政推進課	
泉区地域経営まちづくり支援補助金	泉区区政推進課	
泉区地域運営補助金	泉区区政推進課	
緑化推進事業	瀬谷区区政推進課	
IT交流コーナー(パソコンふれあい館・せや)	瀬谷区地域振興課	
瀬谷区いきいき区民活動支援事業	瀬谷区地域振興課	
瀬谷区地域運営補助事業	瀬谷区地域振興課	資-17
瀬谷区寄り添い型生活支援事業【本編20ページ】	瀬谷区こども家庭支援課	

## 3 局所管の協働事業一覧（88 事業）

事業名	所管課	ページ
YES(ヨコハマ・エコ・スクール)事業	温暖化対策統括本部調整課	資-18
ヨコハマ・エコ・スクール(YES)脱温暖化行動講座開催補助金交付事業	温暖化対策統括本部調整課	
政策の創造と協働のための横浜会議	政策局政策課	
共創フロント	政策局共創推進課	
フォーラムまつり 等	政策局男女共同参画推進課	
公募型男女共同参画事業【センター活用型コース】	政策局男女共同参画推進課	
公募型男女共同参画事業【重点課題解決型コース】	政策局男女共同参画推進課	
自助グループ支援	政策局男女共同参画推進課	資-19
横浜市女性活躍推進協議会	政策局男女共同参画推進課	
地域防災力向上事業（地域防災活動奨励助成金）	総務局危機管理課	
地域防災力向上事業（町の防災組織活動費補助金）	総務局危機管理課	
横浜市市民活動支援センター運営事業【本編 21 ページ】	市民局市民活動支援課	
横浜市市民活動支援センター自主事業【本編 22 ページ】	市民局市民活動支援課	
中間支援組織機能強化事業【本編 23 ページ】	市民局市民活動支援課	
横浜市市民活動支援専門アドバイザー派遣事業【本編 24 ページ】	市民局市民活動支援課	
市民活動コーディネート講座【本編 25 ページ】	市民局市民活動支援課	
みんなの協働フォーラム【本編 12 ページ】	市民局市民活動支援課	
市民活動推進ファンド（よこはま夢ファンド）登録団体助成金事業	市民局市民活動支援課	
協働の「地域づくり大学校」事業【本編 26 ページ】	市民局地域活動推進課	
自治会町内会館整備助成事業	市民局地域活動推進課	
地域活動推進費	市民局地域活動推進課	
地域文化サポート事業	文化観光局文化振興課	
ソーシャルビジネス情報発信事業【本編 27 ページ】	経済局経営・創業支援課	
消費生活協働促進事業【本編 28 ページ】	経済局消費経済課	
青少年の地域活動拠点づくり事業	こども青少年局青少年育成課	
青少年の交流・活動支援事業	こども青少年局青少年育成課	
青少年関係団体活動補助事業	こども青少年局青少年育成課	
若者サポートステーション事業	こども青少年局青少年育成課	
生活困窮状態の若者に対する相談支援事業	こども青少年局青少年育成課	
よこはま型若者自立塾	こども青少年局青少年育成課	資-21
地域ユースプラザ事業	こども青少年局青少年相談センター	



事業名	所管課	ページ
プレイパーク支援事業	こども青少年局放課後児童育成課	資-21
親と子のつどいの広場事業	こども青少年局子育て支援課	
地域子育て支援拠点事業 【本編 29 ページ】	こども青少年局子育て支援課	
地域福祉保健計画推進事業	健康福祉局福祉保健課	
地域におけるシニアパワー発揮推進事業	健康福祉局福祉保健課	
地域の見守りネットワーク構築支援事業	健康福祉局福祉保健課	
生活あんしんサポート事業	健康福祉局高齢在宅支援課	
介護保険総合案内パンフレット「横浜市の介護保険」及び事業者リストの作成事業	健康福祉局介護保険課	
よこはまウォーキングポイント事業 【本編 30 ページ】	健康福祉局保健事業課	
禁煙支援薬局	健康福祉局保健事業課	資-22
よこはま健康応援団事業	健康福祉局保健事業課	
パリ公立病院連合との MOU 締結	医療局医療政策課	
横浜市環境保全活動団体助成金	環境創造局政策課	
環境教育出前講座「生物多様性で YES!」	環境創造局政策課	
地域緑のまちづくり事業	環境創造局みどりアップ推進課	
森を育む人材の育成事業	環境創造局みどりアップ推進課	
森を育む人材の育成事業	環境創造局環境活動支援センター 公園緑地維持課	
公園愛護会活動支援事業	環境創造局公園緑地維持課	
市民や企業と連携した地産地消の展開事業 身近に感じる地産地消の推進事業	環境創造局農業振興課	資-23
ヨコハマ R (リデュース) 委員会	資源循環局 3 R 推進課	
健康まちづくりの推進	建築局企画課	
総合的な空家対策の推進	建築局企画課	
マンション管理組合サポートセンター事業	建築局住宅再生課	
安全なまちづくりの推進	建築局違反對策課・建築防災課	
横浜市地域まちづくり支援制度	都市整備局地域まちづくり課	
まちづくり支援団体等が行う事業への助成(育成事業含む)	都市整備局地域まちづくり課	
ヨコハマ市民まち普請事業 【本編 31 ページ】	都市整備局地域まちづくり課	
まちの不燃化推進事業	都市整備局防災まちづくり推進課	資-24
地域交通サポート事業	道路局企画課	
ハマロード・サポーター事業	道路局管理課	
水辺愛護会活動支援	道路局河川管理課	
梅田川水辺の楽校プロジェクト	道路局河川管理課	
地域防犯及び道路・河川施設の損傷等に関する協定	道路局建設課	
みなとみどりサポーター	港湾局賑わい振興課	

事業名	所管課	ページ
山下公園海底清掃大作戦事業	港湾局管財第二課	資-24
家庭防災員自主活動補助金事業	消防局予防課	
水道局パートナーシップデスク	水道局公民連携推進課	資-25
水彩生活菊名店（水の総合サービス提供事業）	水道局サービス推進課	
道志水源林ボランティア事業	水道局浄水課	
小・中学校等における起業体験推進事業（文部科学省委託事業）（横浜市事業名：はまっ子未来カンパニープロジェクト）	教育委員会事務局指導企画課	
平成 28 年度横浜市読書活動推進ネットワークフォーラム「横浜読書百貨展」	教育委員会事務局生涯学習文化財課	
平成 28 年度親の交流の場づくり事業	教育委員会事務局生涯学習文化財課	
歴史散策・歴史ウォーク	教育委員会事務局中央図書館サービス課	
読書活動推進	教育委員会事務局鶴見図書館	資-26
検索機講座	教育委員会事務局旭図書館	
植栽ボランティア	教育委員会事務局旭図書館	
図書修理ボランティア育成	教育委員会事務局磯子図書館	
読書活動推進	教育委員会事務局磯子図書館	
読書活動推進	教育委員会事務局磯子図書館	
読書活動推進	教育委員会事務局港北図書館	
読書活動推進	教育委員会事務局港北図書館	
読書活動推進	教育委員会事務局都筑図書館	
図書利用マナーの啓発	教育委員会事務局山内図書館	
おはなし会の実施	教育委員会事務局市立図書館全館	
図書修理	教育委員会事務局市立図書館 14 館	
書架整理	教育委員会事務局市立図書館 11 館	
図書館の環境整備	教育委員会事務局旭図書館、 栄図書館	

## 4 区役所所管の協働事業

事業名〔所管課〕＜活動の分野＞、事業内容、（協働の相手方）について記載しています。

### 【鶴見区】

<p><b>つるみ・地域のつながり応援事業</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞ 自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携・協働した、地域課題解決の取組を支援。（協働の相手方：自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携していること等の要件を満たす団体）</p>
<p><b>つるみ・元気アップ事業</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞ 地域の課題解決に向けて、区民が自主的に取り組む活動の立上げを支援。（協働の相手方：主に鶴見区民により組織され、区民が自由に参加できる活動を行い継続して活動している団体）</p>
<p><b>地域活動支援アドバイザー派遣</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞ 地域の課題解決や魅力づくりに取り組む活動が継続・発展するよう、活動の仕組みづくりなどの助言等を行う専門のアドバイザーを派遣。（協働の相手方：主に鶴見区民により組織され、区民が自由に参加できる活動を行い継続して活動している団体）</p>

### 【神奈川区】

<p><b>かながわ地域支援補助金事業（区民力発揮コース）</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞ 地域の課題を解決するために、区民団体が自主的に取り組む活動に対して支援を行う。（協働の相手方：区民を中心に構成される概ね5人以上の団体）</p>
<p><b>かながわ地域支援補助金事業（地域スクラムコース）</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞ 身近な地域の課題を解決するために、自治会町内会を含む複数の主体が連携して取り組む活動に対して支援を行う。（協働の相手方：自治会町内会を含む2つ以上の団体）</p>
<p><b>地域人材マッチングモデル事業</b>〔区政推進課・地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞ モデル地区（松見地区）において、地域活動に関心のある人を把握できるよう実施したアンケートを支援。アンケートで関心を示した回答者に対し、地区と協働でミニデビュー講座を実施し、地域活動へのきっかけ作りを行う。（協働の相手方：地区連合、自治会町内会、又は自治会町内会が関わる協議会等の組織）</p>
<p><b>こんにちは ボランティア</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞ 区内で活動している団体等がボランティア希望者を受け入れ、体験してもらう事業。ボランティアに興味・関心を持っているが一步踏み出せていない人を対象に、きっかけを提供。（協働の相手方：区内で活動する団体）</p>
<p><b>助っ人BANK</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞ 地域におけるボランティア活動の活性化につなげていくことを目的として、幅広い分野でボランティア活動をしたい人（登録者）を支援を求める人（依頼者）へ橋渡しを行った。（協働の相手方：区内で活動している個人）</p>
<p><b>神奈川区すくすくかめっ子事業</b>〔こども家庭支援課〕＜子ども・青少年の健全育成＞ 子育て中の親子が仲間づくりをすることができる「親子のたまり場」づくりに取り組む。地域のボランティアが支え手となり、区内に44会場がある。地域子育て支援拠点「かなーちえ」が要となって町内会・民生委員児童委員協議会・保育所等とのネットワークを形成。（協働の相手方：未就学児の子育て支援のための活動を実施し、区民を中心に構成される概ね5人以上の団体）</p>

## 【西区】

<p><b>西区温暖化対策事業</b>〔区政推進課〕＜環境の保全＞</p> <p>温暖化対策事業の一環として、野毛山動物園・中央図書館と連携した環境行動啓発の巡回パネル展を各施設で開催。また、パネル展期間中、中央図書館において、小学生向けの工作教室を実施。（協働の相手方：野毛山動物園）</p>
<p><b>地域資源を活用したまちの回遊性向上事業</b>〔区政推進課〕＜まちづくりの推進＞</p> <p>西区内のまちの回遊性向上のため、学校法人岩崎学園情報科学専門学校と連携して、まち歩きアプリの企画検討及び開発を実施。（協働の相手方：学校法人岩崎学園、情報科学専門学校）</p>
<p><b>西区地域のつながりを育み強める補助金</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>地域の課題を解決する取組や活動の担い手を増やす等、地域活動の活発化・充実化をめざす活動に要する経費を補助。（協働の相手方：自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること等の要件を満たす団体）</p>
<p><b>まちづくりアドバイザー派遣</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>地域が実施する地域活動やまちづくり活動の企画・運営に対し、専門的な立場からの助言を行う等、地域の自主的活動を支援する“アドバイザー”を派遣。（協働の相手方：地区連合、自治会町内会、又は自治会町内会が関わる協議会等の組織）</p>
<p><b>にしく市民活動支援センター運営事業</b>〔地域振興課・区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>こちらの事業の詳細については、本編 14 ページをご参照ください。</p>

## 【中区】

<p><b>初黄・日ノ出町地域再生まちづくり事業</b>〔区政推進課〕＜まちづくりの推進＞</p> <p>初黄・日ノ出町地区において、安全・安心で健全なまちへの再生に向けて、地元協議会や警察、行政が協働したまちづくりを進めた。（協働の相手方：協働事業は、初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会・NPO 法人黄金町エリアマネジメントセンター。活動支援は、初黄・日ノ出町環境浄化推進協議会のみ。）</p>
<p><b>中区活動団体補助金</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>中区で活動する活動初期段階の市民活動団体の事業に補助金を交付。（協働の相手方：中区を主な活動拠点としていること、結成から4年以内の団体であること、法人格を有していないこと等の要件を満たす団体）</p>
<p><b>中区元気な地域づくり推進事業</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>地域組織づくりを推進するため、すでに取組を進めている地区に対し各種支援を実施するとともに、新規の取組候補地区について取組開始に向け準備。（協働の相手方：(1)自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること、(2)主体同士が相互に協議し、合意形成する場があること、(3)年度を超えて継続的に取り組むこと。）</p>
<p><b>食育イベント「親子で楽しむ！食育フェスタ 2016」</b>〔福祉保健課〕＜保健・医療・福祉＞</p> <p>野菜と朝食摂取および地産地消の普及啓発を目的としたイベント。 （協働の相手方：JA 横浜、HAPPY LAWSON 山下公園店、中区食生活等改善推進委員会）</p>
<p><b>大人の食育講座「横濱元町 霧笛楼の総料理長から学ぶ」</b>〔福祉保健課〕＜保健・医療・福祉＞</p> <p>野菜と朝食摂取および地産地消の普及啓発を目的とした食育講座。 （協働の相手方：横濱元町 霧笛楼、中区食生活等改善推進委員会）</p>

## 【南区】

<p><b>さくらプロジェクト</b>〔区政推進課〕＜環境の保全＞</p> <p>さくらボランティアや区民と協働で、南区の花「さくら」の保全・普及・活用を促進。（協働の相手方：南区さくらボランティアの会、公園愛護会、区内小学校、南区民）</p>
<p><b>緑のカーテンプロジェクト</b>〔区政推進課〕＜環境の保全＞</p> <p>ヒートアイランド対策や地球温暖化防止に寄与する緑化推進や脱温暖化行動の普及啓発活動を進めた。また、これらの取組を通して節電意識を高めた。（協働の相手方：南区民で緑のカーテン栽培に取り組む地域のグループ）</p>



<p><b>みなみ・ちからアップ補助金</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>自治会町内会をはじめとした地域の様々な主体が連携して行う、地域力向上・地域課題の解決にむけた継続的な取組を支援。(協働の相手方：南区内で、地域の課題を解決しようとする意思のある自治会町内会と団体が、2つ以上連携しているもの。かつ、民主的な意思決定を通して、地域課題の解決に向けた継続的な取組を行っている、又は行おうとしているもの。)</p>
<p><b>みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>こちらの事業の詳細については、本編 15 ページをご参照ください。</p>
<p><b>南区地域福祉保健計画チャレンジ支援事業</b>〔福祉保健課〕＜保健・医療・福祉＞</p> <p>第3期南区地域福祉保健計画の推進に寄与する事業の立ち上げ・拡大等に要するスタートアップ経費(物品購入経費等)を支援し、誰もがいきいきと安心して暮らし続けられる地域をつくるための取組を進めた。(協働の相手方：主な活動場所が南区内であり、「第3期南区地域福祉保健計画」の推進に向けた活動を新たに実施・拡大しようとする市民団体等)</p>

## 【港南区】

<p><b>みんなで作るふるさと港南事業</b>〔区政推進課〕＜環境の保全＞</p> <p>港南区の花ひまわりの栽培や農体験・直売会を通じ、公園愛護会、保育園、農家、地域の皆さまとともに、公園、川及び緑地の自然環境の保全や地産地消の推進等に取り組み、港南区への愛着を深め地域の活性化を図った。(協働の相手方：公園愛護会、保育園、農家、水辺の魅力づくりにつながるボランティア活動を行う団体)</p>
<p><b>こうなんの「エコ活。」推進事業</b>〔区政推進課〕＜環境の保全＞</p> <p>緑のカーテン普及のため、公園愛護会が育てたゴーヤ苗の配布や、ゴーヤの育て方講座を実施し、緑化推進を図った。また、区内イベントで公園愛護会が育てたハーブ苗を配布し、緑化推進のきっかけを区民に提供。(協働の相手方：公園愛護会、保育園、小中学校)</p>
<p><b>地域活動応援補助金</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>港南ひまわりプラン(第3期港南区地域福祉保健計画)地区別計画に沿った取組や活動、「元気な地域づくりフォーラム」で共有した取組の方向性に沿った取組や活動に係る経費の一部を補助。(協働の相手方：連合自治会町内会、地区社会福祉協議会)</p>
<p><b>港南区民活動支援センターランチ事業</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>地域の活動拠点の中で、一定の条件を満たした拠点を、港南区区民活動支援センターランチとして位置づけ、より身近な地域で、市民活動・生涯学習に関する情報の収集及び発信、コーディネート等を行うと共に、港南区民活動支援センターと連携し、区内の市民活動・生涯学習の活性化を図った。(協働の相手方：・主たる活動エリアを港南区内とし、5年間、申請事業を継続できる見込みがあること、・活動拠点を港南台エリア又は、上永谷・下永谷エリアに設置していること、・1日4時間以上かつ週4日以上、区民の利用が可能であること、・地域の区民利用施設及び活動組織等とのネットワークを有していること 等の要件を満たす拠点)</p>
<p><b>港南区区民企画運営講座</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>地域の課題解決につながる区民の自発的な学習を支援。(協働の相手方：港南区民(在住・在学・在勤)を中心とする3名以上のグループで、かつ主に区内を拠点として活動しているグループ)</p>
<p><b>保育協力者養成講座</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>健診時のお手伝いや、講座でお子さんをお預かりする一時託児の保育者を養成する講座を、保育者グループと一緒に企画・実施。(協働の相手方：港南区内の保育者グループ)</p>



## 【保土ケ谷区】

<p><b>横浜国大パートナーシップ事業</b>〔区政推進課〕＜まちづくりの推進＞ 区内唯一の大学である横浜国立大学と連携強化することにより、大学と行政が各々持つ知的・人的・物的資源を生かして協力し、効果的な事業展開及び地域の課題解決を図った。(協働の相手方:国立大学法人 横浜国立大学)</p>
<p><b>保土ケ谷区の「住み良いまちづくり活動」</b>〔区政推進課〕＜まちづくりの推進＞ こちらの事業の詳細については、本編 16 ページをご参照ください。</p>
<p><b>ほどがや市民活動支援センター運営事業</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞ こちらの事業の詳細については、本編 17 ページをご参照ください。</p>
<p><b>保土ケ谷区 地域・まちづくり活動補助金</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞ 地域社会やまちづくりにつながり、社会的公共性を持つ団体活動を活動費の一部を補助することにより支援し、「区民との協働による個性豊かな地域づくり」を推進。(協働の相手方:生涯学習や福祉・保健等市民活動の促進等に関する活動を行う団体。構成員が5人以上であること、活動の拠点が保土ケ谷区内であること等の要件を満たした団体が自主的・主体的に取り組み、将来自立が見込まれることを要件とする。)</p>
<p><b>保土ケ谷区 地域運営補助金</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞ 新たに自治会町内会(地区連合自治会を含む)と地域の様々な主体が連携・協働した、主体的・継続的な地域課題解決の取組(協働の相手方:身近な地域・元気づくりモデル事業実施地域の取組を含む)を支援。(1)自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること(2)主体同士が相互に協議し合意形成する場があること(3)年度を超えて継続的に取り組むこと等の要件を満たす団体)</p>
<p><b>保土ケ谷ほっとなまちづくり推進事業</b>〔福祉保健課〕＜保健・医療・福祉＞ 区民、事業者、公的機関等が、地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいづくりを進めることを目的に、第3期地域福祉保健計画を推進。(協働の相手方:区民及び区内で活動する様々な関係団体・機関)</p>
<p><b>保土ケ谷ほっとなまちづくり地区別計画推進事業</b>〔福祉保健課〕＜保健・医療・福祉＞ 保土ケ谷ほっとなまちづくり(保土ケ谷区地域福祉保健計画)の地区別計画を推進する地域の主体的な活動の活性化を図った。(協働の相手方:区内22地区で地域福祉保健計画を推進している母体(主に地区社会福祉協議会等)と具体的取組の担い手)</p>

## 【旭区】

<p><b>旭区きらっとあさひ地域支援補助金</b>〔区政推進課、福祉保健課、高齢・障害支援課〕＜市民活動・地域活動＞旭区内で地域福祉の推進など、地域課題解決に向けた新たな事業に取り組む団体に対して活動に必要な経費を補助。(協働の相手方:5人以上の旭区民で構成された団体、または自治会町内会を含む2つ以上の団体で構成された団体、会則・規約類が定められている団体、新しく事業に取り組む団体等の要件を満たすもの)</p>
<p><b>ふるさとの川環境学習</b>〔区政推進課〕＜環境の保全＞ 子ども達が、区の中心部を流れる帷子川に愛着を深め、身近な自然環境に関心を持つきっかけづくりとなるよう、区内の希望する小学校に対し、帷子川環境学習を実施。(協働の相手方:NPO法人どろんこクラブ、公益社団法人保土ケ谷法人会旭支部連合会)</p>
<p><b>ホテルの舞う里づくり</b>〔区政推進課〕＜環境の保全＞ 地域や小中学校の協力の下、専門家の指導を受けながら、旭区の昆虫であるホテルの舞う里づくりを行い、水と緑に恵まれた旭区の特性を活かした、ふるさと旭の魅力を高める取組を実施。(協働の相手方:横浜ホテルの会、区内小中学校(3校)、ホテルの舞う里づくりに協力する区民)</p>

<p><b>緑のカーテンづくり推進</b>〔区政推進課〕＜環境の保全＞</p> <p>緑のカーテン栽培講座の実施や、区内の希望する小中学校、幼稚園、民間保育園で、ゴーヤやアサガオ、ヘチマ等つる性植物を使った緑のカーテンづくりに取り組んだ。（協働の相手方：緑のカーテン栽培講座参加者、幼稚園、民間保育園）</p>
<p><b>脱温暖化行動推進</b>〔区政推進課〕＜環境の保全＞</p> <p>区内小学校及び自治会町内会を対象とした「地球温暖化対策出前講座」や、区役所で毎月1回「楽しくお家でエコ！実践講座」を実施し、広く区民に向けて地球温暖化対策について普及啓発した。（協働の相手方：区内の希望する小学校・地域、環境まちづくり市民の会サステイナブルあさひ）</p>
<p><b>『新・あさひ散歩』ウォーキング</b>〔地域振興課〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞</p> <p>旭区の魅力再発見を目的に、「旭ガイドボランティアの会」の案内による一般区民向けウォーキングを開催。（協働の相手方：旭ガイドボランティアの会）</p>
<p><b>旭区文化芸術活動支援事業</b>〔地域振興課〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞</p> <p>区民が運営する旭区の文化事業を対象として公募を行い、旭区を文化芸術面から盛り上げ、「旭」の魅力を広くアピールするため、開催経費の一部を補助し、PRを行う等の支援を実施。（協働の相手方：旭区における文化芸術活動の活性化を目的としており、区民を中心として組織されている団体）</p>
<p><b>認知症をみんなでささえるまちづくり事業</b>〔高齢・障害支援課〕＜保健・医療・福祉＞</p> <p>認知症の方が暮らしやすい地域をつくるため、区内の医療機関、介護事業所、商店街、各事業団体、企業、地域組織、ボランティア等と協働しながら、認知症の相談支援、見守り活動、認知症の理解促進等を進めた。（協働の相手方：旭区内で認知症の人を見守る趣旨に賛同した企業等、認知症の啓発等を図る団体）</p>

## 【磯子区】

<p><b>堀割川魅力づくり活動支援</b>〔区政推進課〕＜まちづくりの推進＞</p> <p>堀割川の魅力や現状の課題を区民に認識してもらうため、イベントや広報活動その他堀割川の魅力づくりに資する環境活動を行う団体を支援。（協働の相手方：堀割川魅力づくり実行委員会）</p>
<p><b>磯子区地域運営補助金</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携して、地域の課題解決へ継続的に取り組む事業の必要経費を補助。（協働の相手方：(1)地域の課題解決に向けて、自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携している、(2)民主的な意思決定の場がある、(3)年度を超えて継続的な取組を行っている、又は行おうとしている等の要件を満たす団体）</p>
<p><b>パソコンふれあい亭事業</b>〔地域振興課〕＜文化・スポーツ・生涯学習＞</p> <p>パソコンやインターネットに興味のある方や悩みのある方を対象とした「磯子パソコンふれあい亭」や、初心者を対象とした「磯子パソコン体験コーナー」を開催し、ボランティアと利用者の交流を図った。（協働の相手方：・区内で活動する団体であること、・規約等の定めがあること、・構成員がパソコン・インターネットに関する知識を有すること、・地域交流の場を提供することを目的として活動をしていること等の要件を満たす団体）</p>
<p><b>磯子区青少年育成活動補助金</b>〔地域振興課〕＜子ども・青少年の健全育成＞</p> <p>磯子区内の青少年育成を目的に自主的に活動する団体に対して、活動費の一部を補助。（協働の相手方：磯子区内の中学生までの青少年の健全育成を目的とし、(1)規約・会則等の定めがあること(2)政治、宗教又は営利活動を目的としないこと(3)原則として、団体の構成員となることに条件がないこと(4)次年度以降も継続して活動する見込みがあること(5)団体の代表者(法人の場合は代表者及び役員)が暴力団員でないこと等の要件を満たす団体）</p>

## 【金沢区】

<p><b>災害時における通信の協力に関する協定</b>〔総務課〕＜防災・災害救援活動＞  災害時のアマチュア無線非常通信による避難所等との情報受伝達を目的として、協定を締結。（協働の相手方：・アマチュア無線金沢支部、・金沢区在住であること、アマチュア無線技士免許を所有していること等を満たす区民）</p>
<p><b>クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業</b>〔総務課〕＜防災・災害救援活動＞  クラウド電話を活用した緊急時情報システム（音声通話回線を利用した一斉情報伝達）により、自治会町内会長等への迅速な情報伝達を行い、町内会の連絡体制の再検討や地域の共助意識の向上に繋がっている。（株式会社137）</p>
<p><b>学生から見た金沢区「地元企業の魅力（いいところ）発信」事業</b>  〔区政推進課〕＜経済活動の活性化・消費生活事業＞  区内2大学の学生が地元企業を訪問し、学生視点で訪問先企業の「特徴」「強み」などの魅力を取材します。その魅力を紹介する広報ツールを作成し、学生及び区民の地元企業への関心を高めた。（協働の相手方：関東学院大学、横浜市立大学の学生）</p>
<p><b>Aozora Factory を通じた地域づくりと魅力づくり</b>〔区政推進課〕＜経済活動の活性化・消費生活＞  金沢臨海部産業団地内のお祭り「PIA フェスタ」で、企業紹介型ワークショップイベント「Aozora Factory」を開催し、イノベーション創出プラットフォームの場として、また、地域の魅力の発信の場として、地域活性に取り組んだ。（協働の相手方：金沢産業団地、横浜市立大学芦澤ゼミ）</p>
<p><b>旧川合玉堂別邸保全活用事業</b>〔区政推進課〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞  旧川合玉堂別邸（園庭緑地）の今後の活用に向けて、地域と協働しながら取組を実施。（協働の相手方：旧川合玉堂別邸及び園庭緑地運営委員会）</p>
<p><b>金沢臨海部産業活性化推進事業</b>〔区政推進課〕＜経済活動の活性化・消費生活＞  既存立地企業が集積メリットを享受し、エリアとしての求心力をより向上させるとともに、同エリアにおけるビジョンの実現を図ることを目的とし、地元企業団体及び庁内関係部局との連携により「金沢臨海部産業活性化プラン」を策定した。（協働の相手方：金沢産業団地、鳥浜工業団地）</p>
<p><b>環境未来都市 横浜“かなざわ八携協定”の推進</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞  鉄道事業者、企業、大学、商工業など八者による協定を締結し、連携協力の輪を広げながら、豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、金沢のまちをさらに盛り上げ、その魅力を広く内外に発信します。（協働の相手方：京浜急行電鉄(株)、(株)横浜シーサイドライン、横浜商工会議所金沢支部、(株)横浜八景島、学校法人関東学院、公立大学法人横浜市立大学、横浜金沢観光協会）</p>
<p><b>シーサイドタウン活性化</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞  今後の並木のまちづくりを考えます。（協働の相手方：これからの並木を創る会）</p>
<p><b>キャンパスタウン金沢サポート事業</b>〔地域振興課〕＜まちづくりの推進＞  関東学院大学、横浜市立大学の教員や学生が金沢区の地域活性化・課題解決に取り組む活動に補助金を交付。（協働の相手方：関東学院大学、横浜市立大学の教員又は学生が代表を務める、3名以上の団体。調査研究の場合1名でも可。）</p>
<p><b>金沢区市民活動サポート補助金</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞  市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して補助金を交付。（協働の相手方：・団体の構成員が5名以上で、その半数以上が区内に在住・在勤・在学するものであること、・団体及び代表者の存在が明確であること等の要件を満たす団体）</p>

<p><b>金沢区地域ネットワーク支援事業補助金</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>①地域のつながりコース：身近な地域の一定の範囲における、自治会町内会を含む地域の様々な主体が連携・協働した、主体的・継続的な地域課題解決の取組を支援。②きっかけづくりコース：地域の様々な主体が連携・協働した主体的・継続的な地域課題解決や魅力づくりの取組を支援。（協働の相手方：〔両コース共通要件〕民主的な意思決定の場があること及び年度を超えて継続的な取組を行っていること、〔①地域のつながりコース〕自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携していること、〔②きっかけづくりコース〕公的に委嘱されている者と団体が連携していること又は2つ以上の団体が連携していること 等の要件を満たす団体）</p>
<p><b>金沢区空き家等を活用した地域の「茶の間」支援事業補助金</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>空き家、空き店舗等の活用により、多世代の交流、子育て支援、高齢者の生活支援等、身近な地域の課題解決を目的とし、地域の活性化に向けた取組を支援。（協働の相手方：区民が自由に参加し継続的な活動を行っている団体であること、空き家・空き店舗を活用した事業であること、地域の活性化を目的としていること 等の要件を満たす団体）</p>
<p><b>金沢区民活動センターつながりステーション運営事業</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>地域の活動拠点と金沢区民活動センターが相互に補完し、協力して、市民公益活動及び生涯学習活動をより効果的に支援することを目的として、事業を実施。（協働の相手方：次の要件を全て備えたもの、①活動拠点を金沢区内に設置し、主たる活動のエリアを金沢区内としているもの、②1日4時間以上かつ週4日以上開館し、かつ、開館時に相談・情報提供対応が可能なもの、③他の団体等及び関係機関等との協力関係の下、相談・情報提供を行うことができるもの）</p>
<p><b>金沢区福祉保健活動促進補助金交付事業</b>〔福祉保健課〕＜保健・医療・福祉＞</p> <p>金沢区地域福祉保健計画に掲げる地域福祉の推進及び地域住民の健康増進を目指した活動に対し、補助金を交付することにより、安心して暮らせる支えあいのあるまちづくりを推進した。（協働の相手方：次の要件を全て満たす団体 ①団体の構成員が5人以上で、その半数が金沢区内に在住・在勤・在学する者であること、②団体の代表者は金沢区民であること、③不特定多数の方が参加できる形態であること）</p>

## 【港北区】

<p><b>港北水と緑の学校事業</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>こちらの事業の詳細については、本編 10 ページをご参照ください。</p>
<p><b>港北AAA(トリプルエー)(安全で安心な明日を)地域防犯力向上作戦</b>〔地域振興課〕</p> <p>＜防犯・地域安全活動＞</p> <p>区内で発生した犯罪情報をいち早く区民に提供し、地域の防犯活動に役立てるようにするとともに、区民主体の防犯活動が推進できるよう側面的な支援を行い、住民・企業・防犯関連団体との連携を基に地域の防犯力向上を図った。（協働の相手方：区内で活動している防犯関係団体及び個人）</p>
<p><b>地域のチカラ応援事業</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>地域住民が、地域課題の解決に向けて主体的に取り組むことができるように、「福祉保健」「文化芸術」「地域まちづくり」等をテーマに活動する団体に対して補助金を助成。（協働の相手方：・チャレンジコース…これまでに地域における市民活動やイベント等の取組実績がある団体(5人以上)、・スタートアップコース…設立初期の団体(5人以上)、・地域元気づくりコース(地域運営補助金)…自治会町内会を含む複数構成の団体、・パートナーシップコース…これまでに地域における市民活動やイベント等の取組実績がある団体(5人以上)）</p>
<p><b>港北にぎやか支え合い作戦</b>〔高齢・障害支援課〕＜保健・医療・福祉＞</p> <p>高齢化や家族形態の変化に伴い、住民同士が支え合い、高齢者を地域で見守る体制の必要性が高まっているため、認知症高齢者及び介護者への支援や介護予防事業等を通じて、住民への普及啓発や交流の場づくり、さらには地域包括ケアシステムの実現に向けた体制づくりに取り組んだ。（協働の相手方：区内で活動している介護予防自主グループなど）</p>



## 【緑区】

**緑区地域課題チャレンジ提案事業**〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞

地域が抱える様々な課題を解決するために、緑区が提示するテーマ(福祉、環境、防災・防犯、地域まちづくり)に沿った協働提案事業を実施。(協働の相手方：主たる活動場所が緑区内である団体)

**緑区市民活動支援センター事業・市民活動パワーアップ支援事業**〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞

市民活動や地域活動を支援するため、支援センター運営委員会と区役所が協働で進めています。活動ノウハウを学ぶセミナーや活動団体の相互交流の機会を提供する事業、定年前後の区民を対象に仲間づくりや地域活動へ参加するきっかけとなる講座や地域の外国人を支援する事業等を実施。(協働の相手方：緑区内に事務所及び活動場所を有する団体、市民活動、地域活動を始めたい区民)

## 【青葉区】

**青葉環境エコ事業**〔区政推進課〕＜環境の保全＞

区民の皆さまのエコ・環境に対する意識の向上、エコ・環境に対する活動を行っている団体の支援、及び団体同士の横の繋がりを活性化することを目的として、「クールアース講座」を、区と団体の共催で実施。  
(協働の相手方：(1)3人以上からなる団体(2)政治・宗教と関係した団体ではないこと(3)実施団体間の連携促進のため、事業計画書と連絡先を互いに知らせることを了承すること(4)実施団体同士の交流会に参加すること 等の要件をすべて満たす団体)

**大学連携事業**〔区政推進課〕＜まちづくりの推進＞

区内にキャンパスを有する6つの大学と青葉区にて、連携事業を実施。また、各大学の担当者と区の担当者による連絡調整会議を、月1回実施。(協働の相手方：カリタス女子短期大学、國學院大學、玉川大学、桐蔭横浜大学、日本体育大学、横浜美術大学)

**青葉協働によるみらいおこし支援制度**〔区政推進課〕＜まちづくりの推進＞

地域の課題解決に取り組む皆さまを支援するため、職員による支援チームや外部専門家の派遣、補助金の交付等を実施。(協働の相手方：(1)支援対象者：自治会町内会、または自治会町内会と連携した団体、(2)支援対象事業：地域の課題解決の取組に必要であり、住民等が主体となっていく公共性がある事業)

## 【都筑区】

**シニア楽農園事業**〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞

グループでの農作業を通じた高齢者同士の仲間づくり、健康づくりを促進。(協働の相手方：区内在住で60歳以上の方)

**都筑区文化芸術活動場(都筑の文化夢スタジオ)管理運営事業**〔区政推進課〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 「都筑の文化夢スタジオ管理運営委員会」と都筑区が、都筑文化芸術活動場の管理運営を協働して実施。(協働の相手方：都筑の文化夢スタジオ管理運営委員会)

**つづき交流ステーション**〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞

都筑区民が取材、編集・発信する区民主体のウェブサイトです。ウェブサイトを通し、様々なコンテンツを用意し、地域情報を発信。(協働の相手方：サイトの企画編集に関わる区民)

**東京都市大学との連携事業**〔区政推進課〕＜その他調査・研究等＞

区内唯一の大学である東京都市大学と、平成21年度に連携協力に関する協定を締結し、様々な連携事業に取り組んだ。(協働の相手方：東京都市大学横浜キャンパス)



<p><b>大人の学級（区民企画運営事業）</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>個人の学びを支援し地域へつなげるため、地区センターと連携し、特定のテーマの学級を開催。受講者の中から年度後半に同じテーマで事業を実施する運営委員会を立ち上げた。（協働の相手方：大人の学級受講者を主体として構成する運営委員会）</p>
<p><b>団体スキルアップゼミ</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>都筑区民活動センター及び都筑区内の地区センターに登録する団体を対象とした、団体運営のノウハウや企画力を高めるための連続講座を実施。（協働の相手方：都筑区民活動センター及び都筑区内の地区センターに登録している団体）</p>
<p><b>転勤妻のおしゃべりサロン</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>夫の転勤に伴い引っ越してきた妻たちのおしゃべりの場。転勤のつらさを共有し、楽しい毎日を過ごせるように応援した。（協働の相手方：都筑区民）</p>
<p><b>都筑区区民活動補助事業</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>地域の課題解決に取り組む団体を支援。（協働の相手方：4名以上の構成員を有し、4分の3以上が都筑区民及び区内在学、区内在勤である団体）</p>
<p><b>都筑区元気な地域づくり推進事業（都筑区地域運営補助金）</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>地域において、自治会町内会をはじめとして様々な主体が連携・協働しながら、課題解決に取り組むことを支援し、魅力ある暮らしやすい地域づくりを推進するための助成を実施。（協働の相手方：(1)自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること(2)主体同士が相互に協議し合意形成する場があること(3)年度を超えて継続的に取り組むこと等の要件を満たす団体）</p>

## 【戸塚区】

<p><b>戸塚区地域運営補助金</b>〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>自治会町内会を含む2つ以上の団体が連携・協働した、地域課題解決の取組を支援。（協働の相手方：自治会町内会を含む2つ以上の団体）</p>
<p><b>とつか区民活動センター運営事業</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>こちらの事業の詳細については、本編 18 ページをご参照ください。</p>
<p><b>平成 28 年度地域施設間連携促進事業</b>〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>こちらの事業の詳細については、本編 19 ページをご参照ください。</p>
<p><b>地域で育む青少年健全育成事業</b>〔地域振興課〕＜子ども・青少年の健全育成＞</p> <p>地域で青少年育成に取り組む団体が協働して事業を行う場合に助成を実施。（協働の相手方：次の事業を実施する団体：(1)青少年健全育成(2)学齢期から概ね 24 歳までの青少年を対象(3)広く参加を呼びかけ(4)他補助金を受けていない(5)宗教活動、政治活動及び営利を目的としていない）</p>
<p><b>とつか区民の夢プロジェクト補助金事業</b>〔地域振興課〕＜市民協働・地域活動＞</p> <p>地域の課題解決や魅力アップに繋がる区民の方々の自主的な活動に対し、補助金を交付。（協働の相手方：文化・芸術振興に関する団体、スポーツ振興に関する団体、国際交流に関する団体、環境保全に関する団体ほか）</p>
<p><b>戸塚っ子いきいきアートフェスティバル</b>〔地域振興課〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞</p> <p>区内小・中・高・特別支援学校の児童・生徒が一堂に会し、吹奏楽・合唱・絵画・陶芸等の文化活動を披露する。（協働の相手方：実行委員会、戸塚区青少年指導員協議会、湘南とつか YMCA、戸塚区 PTA 連絡協議会）</p>
<p><b>戸塚区地域ネットワーク見守り事業「みまもりネット」</b>〔高齢・障害支援課〕＜保健・医療・福祉＞</p> <p>高齢者等のちょっとした異変に気付いた際に、協力事業者から地域ケアプラザ、区役所に連絡・通報をいただき、必要に応じて相談・支援につなげた。（協働の相手方：区内外の民間事業者、区社協、区内地域ケアプラザ）</p>

## 【栄区】

**セーフコミュニティ事業**〔区政推進課〕＜まちづくりの推進＞

栄区は、平成 25 年度にWHOが推奨する「セーフコミュニティ」の認証を取得している。「致命的な事故やけがは原因を究明することで予防できる」という考え方の下、住民と行政、関係団体等が協働して、様々な予防活動を展開し、安全・安心なまちづくりを進めた。（協働の相手方：栄区内で安全・安心にかかわる活動を行う自治会・市民活動団体等）

**みんなが主役のまちづくり協働推進事業**〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞

区民の誰もが暮らしやすく、活力あるまち栄区を実現するため、地域課題の解決や地域のまちづくり等、区民が団体・グループを構成して行う主体的な活動の支援を目的として、事業費の一部を補助。（協働の相手方：①複数の区民等で構成されるボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、公益法人、企業、②1年以上継続して活動していること。または、1年以上継続して活動する見込みがあること、③区民活動団体の代表は栄区在住、在勤していること等の要件を満たす団体）

**栄区地域運営補助金**〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞

身近な地域の一定の範囲における、自治会町内会をはじめとした地域の様々な主体が連携・協働した、主体的・継続的な地域課題解決の取組を支援する補助金を交付。（協働の相手方：補助事業者の範囲は、次の要件すべてを満たすもの、①身近な一定のまとまりある地域の課題を解決しようとする意思のある、自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること、②民主的な意思決定の場があること、③年度を超えて継続的な取組を行っていること）

## 【泉区】

**泉区地域経営まちづくり支援補助金**〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞

地域課題解決に取り組むための事業補助を実施。（協働の相手方：地区経営委員会及び、地区経営委員会から推薦を受けた団体）

**泉区地域運営補助金**〔区政推進課〕＜市民活動・地域活動＞

泉区内地区経営委員会向け運営補助を実施。（協働の相手方：地区経営委員会）

## 【瀬谷区】

**緑化推進事業**〔区政推進課〕＜環境の保全＞

継続した区内の緑化推進、緑のカーテンの普及などを目的として、区民の方から育苗ボランティアを募集し、区とボランティアが協働して花苗等の育成を実施。（協働の相手方：区内在住者）

**IT交流コーナー（パソコンふれあい館・せや）**〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞

区民が相互にパソコンの技術を教えたり教わったりすることで交流するパソコン相談会を実施。（協働の相手方：パソコンふれあい館・せや）

**瀬谷区いきいき区民活動支援事業**〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞

区民が提案する地域の課題解決や活性化につながる事業や活動に対して補助金を交付。（協働の相手方：地域課題の解決及び活性化につながる事業・活動を実施する団体）

**瀬谷区地域運営補助事業**〔地域振興課〕＜市民活動・地域活動＞

身近な地域の一定の範囲における、自治会町内会をはじめとした地域の様々な主体が連携・協働した、主体的・継続的な地域課題解決の取組について、必要な経費を補助し支援。（協働の相手方：対象団体は、次の要件すべてを満たす必要がある。①身近な一定のまとまりある地域の課題解決をしようとする意思があること②自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していること③年度を超えて継続的な取組を行う見込みがあること ※1 連合町内会エリアにつき連携した1 団体）

**瀬谷区寄り添い型生活支援事業**〔子ども家庭支援課〕＜子ども・青少年の健全育成＞

こちらの事業の詳細については、本編 20 ページをご参照ください。

## 5 局所管の協働事業

事業名〔所管課〕＜活動の分野＞、事業内容、（協働の相手方）について記載しています。

### 【温暖化対策統括本部】

<p><b>YES(ヨコハマ・エコ・スクール)事業</b>〔調整課〕＜環境の保全＞</p> <p>『横浜で地球を学ぼう』をキャッチフレーズに、市民、市民活動団体、事業者、大学、行政等が実施する環境・地球温暖化問題に関する学び、体験、交流、行動等の場を、全市的ムーブメントに広げようとする産官学民連携の市民参加型プロジェクトを実施。（協働の相手方：・市内で脱温暖化に資する活動を行っていること、・規約等を備えていること 等の要件を満たすもの）</p>
<p><b>ヨコハマ・エコ・スクール(YES)脱温暖化行動講座開催補助金交付事業</b>〔調整課〕＜環境の保全＞</p> <p>ヨコハマ・エコ・スクール(YES)協働パートナーが主催する地球温暖化や環境問題に関する普及啓発の効果が高いと認められた YES 講座の開催経費に対し、補助金を交付。（協働の相手方：・「YES 協働パートナー」として承認されていること、・「YES 講座」として登録された講座であること、・市民が誰でも参加でき 30 名以上が参加する見込みがあること、・営利を目的としない講座であること 等の要件を満たすもの）</p>

### 【政策局】

<p><b>政策の創造と協働のための横浜会議</b>〔政策課〕＜その他調査・研究等＞</p> <p>政策形成過程の一つである「調査・研究」において、市民、企業、研究者等との協働を進めることで、横浜市の政策形成能力の向上を図るため設置。平成 28 年度はフューチャーセッションを開催。（協働の相手方：公的サービスの向上に資する調査研究や、地域における課題の解決を目的とし市民生活の質の向上に資する調査研究を行っている、又はこれから行おうとする市民、市民活動団体、企業、大学等の研究者）</p>
<p><b>共創フロント</b>〔共創推進課〕＜その他調査・研究等＞</p> <p>民間事業者の皆様から公民連携に関する相談・提案をいただく窓口として、「共創フロント」を開設しています。いただいた提案は、共創推進室が皆様と市役所各部署との橋渡し役となり、実現に向けた検討や調整を行い、公民連携による社会課題・地域課題の解決等を進めます。（協働の相手方：企業、NPO 法人、大学、市民活動団体等、公民連携の担い手となる民間の皆様）</p>
<p><b>フォーラムまつり 等</b>〔男女共同参画推進課〕＜市民活動・地域活動＞</p> <p>毎年秋に男女共同参画センター 3 館で市民持込み企画を広く募集し、全館を使ってイベントやワークショップを展開した。（協働の相手方：横浜市民を主とする、あるいは市内で活動するグループで、特定の政党や政治団体、宗教、営利団体でないこと。また新しいメンバーを広く受け入れられるグループであること等の要件を満たすもの）</p>
<p><b>公募型男女共同参画事業【センター活用型コース】</b>〔男女共同参画推進課〕＜人権・男女共同参画＞</p> <p>男女共同参画の視点をもって、地域の課題解決をめざす市民グループなどと協働で、男女共同参画センター 3 館のいずれかで講座やワークショップを開催。（協働の相手方：・横浜市民(在住・在学・在勤)を中心とする又は市内を活動拠点としている 3 名以上のグループ、・政治、宗教及び営利を目的としないこと、・企画・実施・事業完了後の事業報告まで責任をもって遂行できること、・企画内容が男女共同参画社会の推進のために企画されていること、・市民に広く参加を呼びかける内容であること 等の要件を満たすもの）</p>
<p><b>公募型男女共同参画事業【重点課題解決型コース】</b>〔男女共同参画推進課〕＜人権・男女共同参画＞</p> <p>男女共同参画センターが指定する重点課題テーマに基づいた企画を市民グループと協働で実施。（協働の相手方：・横浜市民(在住・在学・在勤)を中心とする又は市内を活動拠点としている 3 名以上のグループ、・政治、宗教及び営利を目的としないこと、・企画・実施・事業完了後の事業報告まで責任をもって遂行できること、・企画内容が男女共同参画社会の推進のために企画されていること、・市民に広く参加を呼びかける内容であること 等の要件を満たすもの）</p>

**自助グループ支援**〔男女共同参画推進課〕〈人権・男女共同参画〉

女性(男性)の心とからだ、生き方の悩みをわかちあうグループにミーティングの場を提供。(協働の相手方：心、からだや生き方の悩みをテーマとする当事者が定期的にミーティングを行い、経験や情報を分かち合い、支えあうことを目的としたグループ 等の要件を満たすもの)

**横浜市女性活躍推進協議会**〔男女共同参画推進課〕〈人権・男女共同参画〉

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、横浜市の女性活躍推進の加速化に向け、横浜市と市内の経済団体等が一体となった取組を進めるための協議会を設置。各団体の取組についての情報共有及び連携協力に関する協議を行うほか、企業における女性活躍を推進するための課題解決に向けた検討や市内企業・地域に対する広報啓発・PRを行う分科会を設置。(協働の相手方：横浜商工会議所、神奈川経済同友会、神奈川県経営者協会、横浜貿易協会、横浜銀行協会、横浜港振興協会、横浜青年会議所、神奈川県中小企業家同友会、横浜市男女共同参画推進協会、他有識者)

**【総務局】****地域防災力向上事業（地域防災活動奨励助成金）**〔危機管理課〕〈防災・災害救援活動〉

地域防災拠点運営委員会及び地域防災拠点運営委員会連絡協議会の自主的な活動を奨励し、災害時の地域防災拠点の運営を円滑に行うため、防災訓練、研修会、運営のための会合その他の地域防災拠点の運営及び管理に係る活動に対して、補助金を交付。(協働の相手方：各区地域防災拠点運営委員会連絡協議会)

**地域防災力向上事業（町の防災組織活動費補助金）**〔危機管理課〕〈防災・災害救援活動〉

自治会・町内会等の「町の防災組織」が行う災害防止に係る自主的活動を支援するため、防災訓練、防災資機材等の購入、その他運営のための会合等の防災活動に対して、補助金を交付。(協働の相手方：自治会・町内会、共同住宅の管理組合等を単位として自主的に設置運営される防災組織)

**【市民局】****横浜市市民活動支援センター運営事業**〔市民活動支援課〕〈市民活動・地域活動〉

こちらの事業の詳細については、本編 21 ページをご参照ください。

**横浜市市民活動支援センター自主事業**〔市民活動支援課〕〈市民活動・地域活動〉

こちらの事業の詳細については、本編 22 ページをご参照ください。

**中間支援組織機能強化事業**〔市民活動支援課〕〈市民活動・地域活動〉

こちらの事業の詳細については、本編 23 ページをご参照ください。

**横浜市市民活動支援専門アドバイザー派遣事業**〔市民活動支援課〕〈市民活動・地域活動〉

こちらの事業の詳細については、本編 24 ページをご参照ください。

**市民活動コーディネート講座**〔市民活動支援課〕〈市民活動・地域活動〉

こちらの事業の詳細については、本編 25 ページをご参照ください。

**みんなの協働フォーラム**〔市民活動支援課〕〈市民活動・地域活動〉

こちらの事業の詳細については、本編 12 ページをご参照ください。

**市民活動推進ファンド（よこはま夢ファンド）登録団体助成金事業**〔市民活動支援課〕〈市民活動・地域活動〉公益的活動に賛同する市民の皆様や企業等の寄附により、NPO 法人が活動を行う上で課題となる活動資金に関し支援。(協働の相手方：あらかじめ審査の上、団体登録を行った NPO 法人)

**協働の「地域づくり大学校」事業**〔地域活動推進課〕〈市民活動・地域活動〉

こちらの事業の詳細については、本編 26 ページをご参照ください。

**自治会町内会館整備助成事業**〔地域活動推進課〕〈市民活動・地域活動〉

自治会町内会活動の充実、発展に寄与するための自治会町内会館の整備に対して助成。(協働の相手方：市内自治会・町内会)



**地域活動推進費**〔地域活動推進課〕＜市民活動・地域活動＞

自治会町内会及び地区連合町内会の公益的活動等(環境美化、防災・防犯、社会教育、レクリエーション、福利厚生、文化活動、広報活動等)に対して補助金を交付。(協働の相手方：市内自治会・町内会、地区連合町内会)

**【文化観光局】****地域文化サポート事業**〔文化振興課〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞

地域課題の解決につながる文化芸術活動をサポートするため、文化芸術の持つ創造性をコミュニティやまちの活性化と結びつける活動や、横浜の個性ある文化芸術を市内外へ発信する活動を広く公募し支援。(協働の相手方：営利を目的としない芸術文化活動を行う芸術団体、市民団体、NPO またはこれに準ずる任意団体)

**【経済局】****ソーシャルビジネス情報発信事業**〔経営・創業支援課〕＜経済活動の活性化・消費生活＞

こちらの事業の詳細については、本編 27 ページをご参照ください。

**消費生活協働促進事業**〔消費経済課〕＜経済活動の活性化・消費生活＞

こちらの事業の詳細については、本編 28 ページをご参照ください。

**【こども青少年局】****青少年の地域活動拠点づくり事業**〔青少年育成課〕＜子ども・青少年の健全育成＞

中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う「青少年の地域活動拠点」を実施し、青少年の成長を支援。(協働の相手方：青少年の地域活動拠点運営団体)

**青少年の交流・活動支援事業**〔青少年育成課〕＜子ども・青少年の健全育成＞

青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成する「青少年の交流・活動支援事業」を実施。(協働の相手方：青少年の交流・活動支援事業運営団体)

**青少年関係団体活動補助事業**〔青少年育成課〕＜子ども・青少年の健全育成＞

(1)横浜市保護司会協議会が行う、青少年の・非行防止活動や保護育成活動等への補助を行った。  
(2)市内の青少年団体が行う青少年健全育成活動の効果的推進と充実のため、補助を行った。(協働の相手方：(1)横浜市保護司会協議会、(2)青少年団体)

**若者サポートステーション事業**〔青少年育成課〕＜職業能力の開発・雇用機会の拡充＞

困難を抱える若者及びその保護者を対象とし、総合相談や就労セミナー、就労訓練等を実施し職業的自立に向けた支援を行う「若者サポートステーション」に対し、当該事業の経費に係る補助を実施。また、若者サポートステーション利用者のうち、経済的支援が必要な若者に対し、資格取得に係る支援を実施。(協働の相手方：若者サポートステーション事業の運営法人)

**生活困窮状態の若者に対する相談支援事業**〔青少年育成課〕＜職業能力の開発・雇用機会の拡充＞

生活困窮状態にある若者等を対象に、2か所の若者サポートステーションにおいて総合相談や区の窓口への同行支援等を実施。また、困難を抱え将来に不安を持つ生徒や中退のリスクが高いと思われる生徒が多い高校等に出張し相談支援を実施。(協働の相手方：生活困窮状態の若者に対する相談支援事業業務委託受託法人)



<p><b>よこはま型若者自立塾</b>〔青少年育成課〕＜職業能力の開発・雇用機会の拡充＞ ひきこもりや無業状態にある若者の社会・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助。（協働の相手方：よこはま型若者自立塾事業運営法人）</p>
<p><b>地域ユースプラザ事業</b>〔青少年相談センター〕＜保健・医療・福祉＞ 地域において不登校・ひきこもり状態などにある青少年を支援していく「地域ユースプラザ」を設置・運営。（協働の相手方：子ども・青少年の育成、自立及び社会参加に向けた支援及びそれに類する活動を行っているNPO法人）</p>
<p><b>プレイパーク支援事業</b>〔放課後児童育成課〕＜子ども・青少年の健全育成＞ 公園等の一部を活用し、子どもの創造力を生かした自由な遊びを行っているプレイパーク事業を支援しました。（協働の相手方：プレイパークごとに組織された地域ボランティアを中心とした管理運営委員会等）</p>
<p><b>親と子のつどいの広場事業</b>〔子育て支援課〕＜子ども・青少年の健全育成＞ 就学前の子どもとその保護者が気軽につどい、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供を行う等、子育て中の親子をサポートする市民活動団体等を支援することで、養育者の育児にかかる負担を軽減し、子どもの健やかな育ちを促進。（協働の相手方：法人又は任意団体）</p>
<p><b>地域子育て支援拠点事業</b>〔子育て支援課〕＜子ども・青少年の健全育成＞ こちらの事業の詳細については、本編 29 ページをご参照ください。</p>

## 【健康福祉局】

<p><b>地域福祉保健計画推進事業</b>〔福祉保健課〕＜保健・医療・福祉＞ 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、市計画を推進するとともに区計画推進を支援。（協働の相手方：地域住民、自治会・町内会、民生委員児童委員、ボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人、公益法人、企業、社会福祉協議会等）</p>
<p><b>地域におけるシニアパワー発揮推進事業</b>〔福祉保健課〕＜保健・医療・福祉＞ 体力等の問題で就労までは難しい高齢者が、身近な地域で役割を持つことで、健康増進や生きがいを感じることができるような地域活動の場を創出することを目的とし、モデル事業を実施。（協働の相手方：横浜市立大学（事業の取組支援、効果検証を行うため））</p>
<p><b>地域の見守りネットワーク構築支援事業</b>〔福祉保健課〕＜保健・医療・福祉＞ 住民や自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等が連携し、地域の中で孤立しがちなひとり暮らし高齢者等に対する見守りや声かけ活動等、地域で支えあうことのできる幅広い見守りネットワーク構築のための活動に対する補助金を交付。（協働の相手方：(1)地域における複数の団体・組織等が関与する活動であること、(2)当該区の福祉保健センターと相談・調整し、事業実施の候補地区として選考されること、等を満たす自治会・町内会、NPO、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター等、地域において見守り活動のネットワーク構築のための活動を行う団体）</p>
<p><b>生活あんしんサポート事業</b>〔高齢在宅支援課〕＜保健・医療・福祉＞ 高齢者等が在宅で安心して暮らし続けられるよう、介護事業所等が提供する生活支援サービスに緊急時の連絡等、見守りの要素を加え、協働事業として事業展開を実施。（協働の相手方：介護事業者等）</p>
<p><b>介護保険総合案内パンフレット「横浜市の介護保険」及び事業者リストの作成事業</b> 〔介護保険課〕＜保健・医療・福祉＞ 横浜市の介護保険パンフレットを企画提案募集で選定された事業者と協働で作成。（協働の相手方：企画提案募集資料に基づき、協働で介護保険パンフレットの作成を行える企業等）</p>
<p><b>よこはまウォーキングポイント事業</b>〔保健事業課〕＜保健・医療・福祉＞ こちらの事業の詳細については、本編 30 ページをご参照ください。</p>

<p><b>禁煙支援薬局</b>〔保健事業課〕〈保健・医療・福祉〉</p> <p>禁煙を希望する市民がより気軽に禁煙相談を行えるように、横浜市と社団法人横浜市薬剤師会が協働し、市内の薬局で、薬剤師による無料禁煙相談を実施。禁煙支援薬局では、禁煙方法の相談や禁煙補助剤の使用方法、禁煙治療を実施している医療機関の紹介等を行った。（協働の相手方：横浜市薬剤師会に加入している薬局）</p>
<p><b>よこはま健康応援団事業</b>〔保健事業課〕〈保健・医療・福祉〉</p> <p>「よこはま健康応援団」参加の飲食店等が、健康メニューの提供や栄養成分表示、店内終日禁煙等の実施を通して、横浜市と協働して市民の健康づくりを推進した。（協働の相手方：横浜市内の飲食店等）</p>

## 【医療局】

<p><b>パリ公立病院連合とのMOU締結</b>〔医療政策課〕〈保健・医療・福祉〉</p> <p>横浜市立大学との連携のもと、フランスのパリ公立病院連合（AP-HP）との間による臨床・研究・教育の協力関係の構築に向けた覚書の締結。本覚書に基づき、横浜市・横浜市立大学それぞれの立場から、救急医療をはじめとした医療分野の連携や交流などの具体的な取組みにつなげていく。（協働の相手方：横浜市立大学）</p>
--

## 【環境創造局】

<p><b>横浜市環境保全活動団体助成金</b>〔政策課〕〈環境の保全〉</p> <p>市内で市民活動団体が行う自主的な環境保全活動に対して、その活動経費を助成。（協働の相手方：環境保全を主たる目的として、活動開始後1年以上を経過している団体）</p>
<p><b>環境教育出前講座「生物多様性でYES!」</b>〔政策課〕〈環境の保全〉</p> <p>生物多様性や地球温暖化といった環境問題への理解を深めるため、市内の小中学校や地域の皆様を対象に、市民団体・企業・国際機関・市役所など専門知識を持った講師が講義を実施。（協働の相手方：企業、NPO、市内小中学校、自治会・町内会等）</p>
<p><b>地域緑のまちづくり事業</b>〔みどりアップ推進課〕〈環境の保全〉</p> <p>地域が主体となり、住宅地や商店街、オフィス街、工場地帯などさまざまな街で、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、計画を実現していくための取組を、市民と協働で進めた。（協働の相手方：地域緑化計画を定め市と協定書を締結した団体。なお団体とは、町内会、商店街、店舗、企業などを構成員として本事業のために新たに設立されたものである。）</p>
<p><b>森を育む人材の育成事業</b>〔みどりアップ推進課〕〈環境の保全〉</p> <p>市内で森づくり活動を行うボランティア団体や市民の森愛護会等の活動を支援するために、アドバイザー派遣、ニューズレター発行による情報発信等を行った。（協働の相手方：横浜市協働による森づくり要綱により承認を受けている団体又は市民の森愛護会及びふれあいの樹林愛護会）</p>
<p><b>森を育む人材の育成事業</b>〔環境活動支援センター、公園緑地維持課〕〈環境の保全〉</p> <p>市内で活動するボランティア団体や市民の森愛護会等が行う森づくり活動に対して助成金の交付や研修の実施等により、樹林地の維持管理を行う人材の育成及び活動支援を行った。（協働の相手方：横浜市協働による森づくり要綱により承認を受けている団体、又は市民の森愛護会及びふれあいの樹林愛護会。）</p>
<p><b>公園愛護会活動支援事業</b>〔公園緑地維持課〕〈環境の保全〉</p> <p>公園の周辺の自治会町内会や老人会、子ども会等がメンバーとなり、「公園愛護会」を組織し、身近な公園の清掃・除草等を行っている。横浜市はその活動に対し、花壇づくり、堆肥置き場づくり等の技術支援、清掃道具や愛護会の腕章、看板等の物品支援や謝金の交付を実施。（協働の相手方：公園愛護会）</p>
<p><b>市民や企業と連携した地産地消の展開事業</b></p> <p><b>身近に感じる地産地消の推進事業</b>〔農業振興課〕〈環境の保全〉</p> <p>地産地消に取り組む個人や団体の活動を支援。（協働の相手方：地産地消につながる活動をされている方、地産地消・農業・食育等の活動を行う団体に所属している方や、生産者、栄養士、飲食店関係者、流通関係者、企業等で地産地消に取り組んでいる方等）</p>

## 【資源循環局】

**ヨコハマR（リデュース）委員会**〔3R推進課〕＜環境の保全＞

市民・事業者・行政の3者で構成し、廃棄物のリデュースに関する取組について、市民からの相談や提案に対する支援や情報の提供、広報等を実施。（協働の相手方：市民、事業者）

## 【建築局】

**健康まちづくりの推進**〔企画課〕＜まちづくりの推進＞

スマートウェルネス体感パビリオン等を活用した健康増進につながる建築物の普及啓発について、市内企業と連携して推進を図った。（協働の相手方：ナイスグループ（ナイス株式会社等））

**総合的な空家対策の推進**〔企画課〕＜まちづくりの推進＞

横浜市空家等対策計画に基づき、空家化の予防、流通・活用の促進、管理不全の防止、空家除却後の跡地活用を取組の柱として、関係区局、地域住民、専門家団体等と連携して対策を進めた。（協働の相手方：専門家団体）

**マンション管理組合サポートセンター事業**〔住宅再生課〕＜まちづくりの推進＞

管理組合が抱えている様々な問題の解決を図るため、マンション管理士等の専門家による相談・アドバイスや管理組合同士の情報交換等を行う「交流会」の定期的な開催を、本市と管理組合をサポートする団体と協働して実施。（協働の相手方：マンション管理士、建築士をはじめマンション管理の諸問題について専門的な知識を有する者で構成される団体（市民活動団体、NPO、公益法人等））

**安全なまちづくりの推進**〔違反对策課・建築防災課〕＜まちづくりの推進＞

建築物の違反抑制や建築物の地震対策に関する啓発番組を作成し、市内のケーブルテレビで放映することにより、安全なまちづくりの推進を図った。（協働の相手方：ナイスグループ（株式会社YOUテレビ）等）

## 【都市整備局】

**横浜市地域まちづくり支援制度**〔地域まちづくり課〕＜まちづくりの推進＞

市民発意のまちづくりを推進するため、地域における組織づくり、プラン・ルールづくり等のまちづくり活動に対して、まちづくりコーディネーター（専門家）の派遣や活動費の助成を行った。（協働の相手方：横浜市地域まちづくり推進条例に基づき登録した「地域まちづくりグループ」、同条例に基づき認定を受けた「地域まちづくり組織」又は建築協定運営委員会）

**まちづくり支援団体等が行う事業への助成（育成事業含む）**〔地域まちづくり課〕＜まちづくりの推進＞ まちづくり支援団体（※1）の育成を推進するため、まちづくりコーディネーター（専門家）の派遣（準支援団体（※2）に対してのみ）や活動費の助成を行った。（協働の相手方：まちづくり支援団体（※1）又は準支援団体（※2））

※1…横浜市まちづくりコーディネーター等の登録等に関する要綱により登録された団体

※2…※1を目指す又は※1と同等に地域まちづくりを支援することができる市民等の団体

**ヨコハマ市民まち普請事業**〔地域まちづくり課〕＜まちづくりの推進＞

こちらの事業の詳細については、本編 31 ページをご参照ください。

**まちの不燃化推進事業**〔防災まちづくり推進課〕＜まちづくりの推進＞

防災上課題のある密集住宅市街地において、市民による防災計画づくりを支援するとともに、狭あい道路拡幅・公園整備等の手法を活用し、市民と協働して災害に強いまちづくりを図る事業を実施。（協働の相手方：地域まちづくり推進条例上のグループ登録団体又は組織認定団体※対象地域…鶴見区、神奈川区、西区、南区、中区、磯子区、金沢区の一部）

## 【道路局】

**地域交通サポート事業**〔企画課〕＜まちづくりの推進＞

生活に密着した交通手段の導入に向けた地域の主体的な取組がスムーズに進むように、運行に至るまでの地域の取組に対して支援を行う事業であり、通院、買い物、通勤、通学等様々な目的の方が一緒に乗り合って移動できる公共交通の実現に向けた取組を実施。（協働の相手方：・地域まちづくり条例に基づくグループ登録を行うこと、・活動対象地域全ての自治会・町内会からの活動に対する承諾を得ること 等の要件を満たす団体）

**ハマロード・サポーター事業**〔管理課〕＜まちづくりの推進＞

町内会、企業、学校等の地域団体が、身近な道路を守り育てていくことを目的に道路の清掃や美化活動等のボランティア活動を行い、横浜市はゴミ処分や清掃用具の提供等を支援。（協働の相手方：活動人数が10名以上で活動範囲が100M以上であること等を満たす団体）

**水辺愛護会活動支援**〔河川管理課〕＜環境の保全＞

河川、水辺愛護意識の醸成を図り、地域の水辺環境を良好に保つことで市民が快適に水辺とふれあい親しむことができるよう、清掃・除草及びその他の自主的活動を支援。（協働の相手方：河川や水辺施設等周辺の地域住民を中心とした5名以上で構成している団体）

**梅田川水辺の楽校プロジェクト**〔河川管理課〕＜環境の保全＞

一級河川梅田川を国土交通省「水辺の楽校プロジェクト」に登録し、自然環境あふれる水辺をつくり、流域の自然と体験・学習を通じて子どもたちの健やかな成長を支え育むことを目的に、行政、学校、市民ボランティアが協働で事業を推進。（協働の相手方：梅田川水辺の楽校協議会に参画する自治会、各種愛護会、自主活動グループ、学校関係者）

**地域防犯及び道路・河川施設の損傷等に関する協定**〔建設課〕＜防犯・地域安全活動＞

横浜市管理地における犯罪と道路・河川施設の損傷等による事故の未然防止を図り、市民生活の安心感を高めることを目的に、道路局と建設関係の4協会が協働し、地域防犯活動や損傷箇所の報告を実施。（協働の相手方：社団法人 神奈川県測量設計業協会横浜支部、一般社団法人 横浜市建設コンサルタント協会、横浜市地質調査業協会、横浜市補償コンサルタント協会）

## 【港湾局】

**みなとみどりサポーター**〔賑わい振興課〕＜環境の保全＞

市民が横浜港に一層の愛着を持てるよう、横浜市と市民との協働による「みなと横浜らしい水辺の魅力づくり」を推進。（協働の相手方：3人以上の団体。水辺の魅力づくりにつながる自主的なボランティア活動を行う団体。1年以上の継続した活動ができる団体。）

**山下公園海底清掃大作戦事業**〔管財第二課〕＜環境の保全＞

ボランティアダイバーが山下公園前面の海底清掃を行い、海洋環境保全の意識啓発を図る活動を支援。（協働の相手方：海をつくる会 山下公園海底清掃大作戦実行委員会）

## 【消防局】

**家庭防災員自主活動補助金事業**〔予防課〕＜防災・災害救援活動＞

家庭防災員個人又は家庭防災員を含む地域のグループが主体となり、企画実施する防災に係わる研修、訓練及び調査研究活動等の自主活動を支援。（協働の相手方：横浜市内の家庭防災員個人又は家庭防災員を含む地域のグループ）



## 【水道局】

**水道局パートナーシップデスク**〔公民連携推進課〕＜経済活動の活性化・消費生活＞

水道事業に伴う公民連携に関するさまざまな相談、提案をお受けし、実現に向けた調整を実施。（協働の相手方：企業、NPO 法人、大学、市民活動団体等の民間の皆様等、公民連携の担い手となる方）

**水彩生活菊名店（水の総合サービス提供事業）**〔サービス推進課〕＜まちづくりの推進＞

水道局菊名ウォータープラザ1階ショールームスペースを活用して、水まわりに関する相談業務や関連用具の展示等、幅広い市民ニーズに応えられる事業を民間企業と協働して展開。（協働の相手方：水に関する相談業務やアドバイスに加え、水まわり関連用具の展示や使用方法等を実施できる企業）

**道志水源林ボランティア事業**〔浄水課〕＜環境の保全＞

横浜市の水源地の一つである道志村民有林の間伐等の整備を市民ボランティアが実施し、水源かん養機能の向上を図った。（協働の相手方：環境保全活動を目的とするボランティア団体であり、10人以上での保全活動が可能である等、一定の要件を満たしている団体※対象地域…山梨県南都留郡道志村）

## 【教育委員会事務局】

**小・中学校等における起業体験推進事業（文部科学省委託事業）（横浜市事業名：はまっ子未来カンパニープロジェクト）**〔指導企画課〕＜子ども・青少年の健全育成＞

子どもたちの勤労観や社会参画意識の形成に向けた学習の方策を検討するため、地域経済団体、教育・学校関係者、学識経験者からなる「はまっ子未来カンパニープロジェクト推進委員会」を設置し、学校と企業等の外部機関の連携のもと、子どもたちが自分たちで社会課題を解決する実践学習を行った。（協働の相手方：横浜市内で公益的な活動を行う NPO 法人・特別民間法人・一般社団法人・任意団体・民間企業・学識経験者。）

**平成 28 年度横浜市読書活動推進ネットワークフォーラム「横浜読書百貨展」**

〔生涯学習文化財課〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞

読書活動推進のため、読書に関わる様々な関係団体等の協力を得て、11月23日に横浜市開港記念会館において開催。

【参加者】延べ2,500人、【主な内容】基調講演、トークセッション、ビブリオバトル、16mmフィルム上映会、絵本カバーの手提げバッグ作り、ブックトーク講座、「読書活動団体・学校司書」活動紹介、おはなし会、文豪ストレイドッグスとのコラボ企画 など（協働の相手方：株式会社KADOKAWA、神奈川県書店商業組合、一般社団法人まちライブラリー、株式会社 有隣堂、市内で活動する「読書活動団体」・ボランティア）

**平成 28 年度親の交流の場づくり事業**

〔生涯学習文化財課〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞

親子で楽しむことができる「体験・交流事業」や、子育てについて学ぶ「学習会」など、大人同士の交流につながるきっかけづくりとなる事業を運営委員会への委託により実施。多くの親子、地域住民が参加する場（イベントなど）を、年間2回以上提供することを原則とした。（協働の相手方：学校、保護者及び地域の方から構成される運営委員会）

**歴史散策・歴史ウォーク**〔中央図書館サービス課〕＜市民活動・地域活動＞

区民の地元理解を深めるための近隣史跡探訪。各所で横浜シティガイド協会講師がガイダンス、司書による郷土資料紹介実施（年2回程度）。（協働の相手方：横浜シティガイド協会）



<p><b>読書活動推進</b>〔鶴見図書館〕＜子ども・青少年の健全育成＞ 高校生によるおすすめ本の展示、子ども向けの科学遊びの会の実施。(協働の相手方：横浜サイエンスフロンティア高等学校)</p>
<p><b>検索機講座</b>〔旭図書館〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 旭図書館での一般利用者向け検索機講座(年 11 回程度)実施。(協働の相手方：PC どりーむ)</p>
<p><b>植栽ボランティア</b>〔旭図書館〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 旭図書館での植栽の維持管理(通年)、屋上庭園の一般公開、苗木配布(年 1 回程度)。 (協働の相手方：いきいきボランティア)</p>
<p><b>図書修理ボランティア育成</b>〔磯子図書館〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 磯子図書館での図書修理(通年)と学校図書館ボランティア向け講座(年 4 回程度)、子ども向け製本講座(年 1 回程度)実施。(協働の相手方：本の修理いそご)</p>
<p><b>読書活動推進</b>〔磯子図書館〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 継続的に読書会を実施(年 12 回程度)。(協働の相手方：磯子図書館ブックサロン、NPO 法人名著セミナー)</p>
<p><b>読書活動推進</b>〔磯子図書館〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 磯子図書館での企画展示(年 3 回程度)、「ぬいぐるみといっしょのおはなし会&amp;ぬいぐるみのおとまり会」企画(延べ 2 回程度)実施。(協働の相手方：磯子図書館サポーターズクラブほびっと)</p>
<p><b>読書活動推進</b>〔港北図書館〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 港北図書館での古本市、講演会、ビブリオバトル等実施。 (協働の相手方：港北図書館友の会)</p>
<p><b>読書活動推進</b>〔港北図書館〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 港北図書館での講演会、パネル展示の実施。(協働の相手方：日吉台地下壕保存の会)</p>
<p><b>読書活動推進</b>〔都筑図書館〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 講演会等のイベントを実施(年 2 回程度)、意見交換等のための会議の実施(年 12 回程度) (協働の相手方：都筑図書館から未来を描く協働の会)</p>
<p><b>図書利用マナーの啓発</b>〔山内図書館〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 山内図書館での図書修理(通年)と、「本の病院」として、図書修理の実演等。(協働の相手方：リペアー期の会)</p>
<p><b>おはなし会の実施</b>〔市立図書館全館〕＜子ども・青少年の健全育成＞ 各種のおはなし会(乳幼児向け、子ども向け、大人向けなど)を実施(1,232 回)。(協働の相手先：おはなしのいずみの会、かながわこどもひろば、虹の部屋 ほか)</p>
<p><b>図書修理</b>〔市立図書館 14 館〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 破損した図書館資料の修理(年間 15,000 冊以上)。(協働の相手先：製本ボランティア舞鶴、製本工房いずみ、中央・南・旭・金沢図書館修理ボランティアほか)</p>
<p><b>書架整理</b>〔市立図書館 11 館〕＜文化・スポーツ・生涯学習の振興＞ 図書館の書架を、見やすいように整える(延べ活動人数 3,205 人)(協働の相手方：中央・鶴見・旭・金沢図書館書架整理ボランティア、モックの会ほか)</p>
<p><b>図書館の環境整備</b>〔旭図書館、栄図書館〕＜市民活動・地域活動＞ 生け花作品の展示、庭の手入れ。(協働の相手先：あさひ茶花道協会、グリーンボランティアほか)</p>